

第四百十三回
国会

参議院日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会会議録第三号

平成十年十月十二日(月曜日)
午前九時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

中曾根弘文君

委員

加藤 紀文君
鈴木 正孝君
成瀬 守重君
川崎 幸子君
寺崎 昭久君
魚住裕一郎君
宮本 岳志君
市川 一朗君
岸 宏一君
国井 正幸君
佐藤 昭郎君
齊藤 滋宣君
清水嘉子子君
常田 享詳君
仲道 俊哉君
馳 浩君
依田 智治君
若林 正俊君
郡司 彰君
佐藤 雄平君
谷林 正昭君
藤井 俊男君
山下八洲夫君
和田 洋子君
荒木 清寛君
日笠 勝之君
弘友 和夫君
須藤美也子君

衆議院議員

修正案提出者

国務大臣

内閣総理大臣

大蔵大臣

農林水産大臣

運輸大臣

郵政大臣

労働大臣

政府委員

内閣法制局長官

内閣法制局第四

部長

大蔵大臣官房審

議官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主計局次

長

大蔵省理財局長

林野庁長官

運輸省鉄道局長

郵政省貯金局長

労働省労政局長

事務局側

常任委員会専門

員

常任委員会専門

員

常任委員会専門

員

常任委員会専門

員

常任委員会専門

本日の会議に付した案件

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

○国有林野事業の改革のための特別措置法案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

○国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

○森林法等の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

○地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めの件(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

○一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(中曾根弘文君) ただいまから日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会を開会いたします。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案、国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法等の一部を改正する法律案、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めの件及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案の六案件を一括して議題といたします。

六案件の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○寺崎昭久君 おはようございます。

総理初め閣僚の皆様方には連日の国会対応、外交日程の消化ということで大変お疲れのことと存じますが、会期末もいよいよ迫ってまいりました。本日はぜひ実りのある質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

早速、総理にお尋ねいたします。

去る六日に国鉄債務処理に係る関連法案が自民党、自由党、社民党の三党を中心とする賛成多数で衆議院を可決通過し、参議院に送られてまいりました。そのことについてマスコミを初め有識者の反応はいかかなものか觀察しておりましたが、私の見るところ総じて不評であったと思ひます。

その理由としては、問題の先送りであるとか理屈の通らないJRの追加負担であるとかを挙げているように思ひます。

そういう状況ですから、総理も社説等の幾つかはごらんになっているのではないかと存じますけれども、総理自身はこの処理スキーム等のできばえをどのように評価されているのか、まずそれをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 今般の国鉄長期債務処理スキームにつきましては、政府の原案を国会にお願いしておったという意味でありますれば、それが衆議院におきまして与野党の話し合いによりJR負担につきまして半減の方法をとられたわけでございますから、政府としては冒頭の提案に比べれば形が変わったという意味では残念だとは思ひます。

しかし、衆議院におきまして院の決定がそのように行われたということでありますれば、それはそれが正しいことと認識をいたしております。

この参議院におきまして得られた結果が国会の御意思であり、それを受けて政府としては物事を執行していく立場でございますので、点数をつけることはなかなか困難であります。ぜひ一日も早く通過させていただきたいと願っております次第でございます。

○寺崎昭久君 できれば自信があれば、及第点であるとか、せめてそれぐらいのことはおっしゃるのではないかと思います。おっしゃらないところを見ると、総理も内心じくじたるものがあるのかなと推測させていただいております。

私は多分総理よりも辛い点数をつけていると思います。というのは、前例踏襲、便宜的な、秀才の書いた作文ではないかというようにスキームも法案全体も感じられるからでございます。

理由を挙げますと、債務返済の鉄則というのは、まず当事者みずから出るを制し入るをはかるということだと思っておりますが、行政費の削減あるいは国有資産の売却といったみずからの努力について言及されておられません。それから、当座の利払いの財源を国鉄債務とは無関係なたばこ郵便貯金特別会計に求めておりますが、債務の元本についてはどう返済するのかということが明示されてなく、先送りされているからであります。既に決着済みの年金にかかわるいわゆる移換金の問題についてもまた持ち出しまして、民間企業となったJR各社に追加負担を求めるというようなこともやっております。また、債務増加の原因ともなった財投システムにメスを入れるということもやっておりません。

従来のスキームの欠陥、運用上の問題から何を学んだのか、そういったことを疑わせる新しいスキームになつていくわけでありまして、とりわけ責任と権限の所在というんでしょいか、そういったものが不明確なままにされているというのは極めて遺憾なことだと思います。言ってみれば、いわゆる官僚的な手法でつくられたスキームであつて、私はこのままではまた破綻するのではないかとすら思っているわけでありまして、総理はそう

いう懸念をお持ちではありませんか。

○国務大臣(小淵恵三君) 今回のスキームは、にもかくにもこれだけ膨大になりましたこの状況の中で、利子の累積がきつた問題になってまいりまして、これを解決しなければならぬという事態の中で対処してきたわけでございます。

したがって、この処理法案につきましては、財政構造改革会議において将来の世代の負担を先送りするという形で安易な処理を回避するためあらゆる方策につき個別的、具体的検討が精力的に行われたところでございまして、こうした検討に基づき、事業団の債務について事業団にかわる最終的な負担を閣議決定するものである、この方策では破綻することはない、こう信じておる次第でございます。

○寺崎昭久君 認識のずれがあるように私は思います。

まず、処理スキーム全体について伺いたいと思つておりますが、昭和六十年七月二十六日の国鉄再建監理委員会答申を受けて、政府は国鉄債務の新たな財源・措置に関して何度も閣議決定等を通じて公約をされてきております。すなわち、六十年には長期的、総合的、全国民的な処理策を検討、確立すると述べられ、その後、歳入歳出の全般的な見直しの中で検討、決定する、あるいは本格的、具体的処理策を検討、成案を得る等々、十数年の間に年末年始になると恒例行事のように閣議決定でこうした美辞麗句というか修飾語をちりばめた大げさな、十二ひとえを著せかえるような文書を発表されていくわけでありまして。

そして、このたびは十年に一度というふれ込みで対策を発表すると言つて、私は早期償還論者ですから大いに期待しておりましたけれども、拝見しまして大変失望、落胆、もつと言えはこれが本当に政府の知恵を絞つた最終的な案なのかと思つたほどでございます。

十年以上も構想を練りに練つたその結果がたばこ特別税の創設と郵便貯会からの特別繰り入れな

置のすべてということなんでしょうか。運輸省はこの程度のスキームしか考えられないのか。運輸省、答弁してください。

○国務大臣(川崎二郎君) 寺崎委員から厳しい御指摘でございます。

国鉄清算事業団の債務の本格的な処理のためにいろいろなことが考えられたことは事実でございます。

少し御報告申し上げますと、自主財源による債務償還、財政資金の繰り上げ償還あるいは金利減免、相続税軽減等の特典をつけた無利子国債の発行、歳出全般の大幅な見直し、交通機関利用者全体の負担、JRによる負担、鉄道利用税等の形によるJR利用者への負担、揮発油税等道路財源の活用、事業団債務の一般会計へのつけかえ、増税にそれからのたばこ特別税、さまたまなことが考えられた中で、結論をいたしまして、先ほど総理からお話がありましたような結論になり、御提案を申し上げた次第でございます。

○寺崎昭久君 私は、従来のスキームを破綻させた責任を全く感じられていないではないか、反省もないではないかと思つておられます。民間は今命がけでサバイバル作戦を展開しているわけでありまして、それに比べて、過去に何をやってきたかと言つただけがこれから本気になつて長期債務を返済しようという運輸省の態度なんではないか。

私は、民間で言えばこれは破産か、ないしは会社更生法適用の申請ものだと思つておられます。国の場合は、国債を増発してひたすら資金運用部に引き受けてもらうというふうなことをやっているわけですから、たとえタコ配当のようなことをやっても問題が表に出るということはないのかもしれない、したがつて償還者も取りつけ騒ぎを起すことというふうなことはやらないのかもしれない。しかし、実態は債務者の側から見れば間違いなく破産であるわけですから、そうした認識でつくられた新しいスキームだつたら、もう少し元本償還まで踏み込んだ検討がさ

れて当たり前じゃないですか。もう一回答弁してください。

○国務大臣(川崎二郎君) 昭和六十二年の国鉄改革のときに、まず資産売却を急げと。この資産売却が当時の状況判断の中で先送りをされた、そのために残念ながら多額の債務を抱えるようになりまして、同時に、国鉄の再建が考えられたときに、その資産売却が終わつた後、本格的な処理のスキームを考えると、こういう御指摘をいただいたところでございます。

そういった議論の中で、先ほど申し上げたように、特別の収入を求める、また交通税、揮発油税等のものを考える、こんなことも与党内でさまざま議論が重ねられたことは事実でありますけれども、今回御提案申し上げた一つのスキームが最上のものということで御決断をいただき、そして提案をさせていただいたところでございます。

元本償還に入り得ないという今日の状況をどうぞ御理解賜りたいと思つておられます。

○寺崎昭久君 十何年もかかつてこの程度のスキームしかできないというのは極めて遺憾だと思つておられます。

倒産とか会社更生法の適用となれば、民間企業の場合だったら当然管財人を選任する、その管財人の指示に従つて再建計画をつくる、法的な措置をするという手続がとられるわけでありまして、国の場合には倒産という事態を想定してないんでしょいか、この場合は運輸大臣が破産人兼管財人ということだと思つておられます。だとすれば、管財人として何をやるのかという立場から新しいスキーム、新しい法律をつくるということをやることが当たり前のことじゃないんでしょいか。

例えば今の元本償還の問題にしても、「当面は、一般会計の歳入・歳入両面にわたる努力により対応」ということになつておられますが、これは言つてみれば行政の裁量にお任せくださいということと同じじゃないですか。その結果、従来のスキームは破綻したんですよ。同じことをやろうとしていて、それがおかしいんですよ。せめて行政の裁量

幅を縮小するとか、そういうことを決めたらどうですか。もう一回言ってください。

○国務大臣(川崎二郎君) 今回のスキームにおきまして、衆議院でもたびたび御議論いただいたこととありますが、金利が金利を呼ぶ、こうした状況をまず解決しなければならぬ、この基本的な考えの方でまず金利問題を解決する、こんなことで出させていた次第でございます。

先ほど申し上げましたように、元本問題について踏み込めなかったことについては御理解を賜りたいと思います。

○寺崎昭久君 従来の処理スキームが破綻した、本格的な緊急課題であるという認識で新しいスキームをつくられたとすれば、国鉄民営化にさかのぼっているような問題を洗い直すというのは当然の作業だと思えます。

その一つとして、例えば運輸施設整備事業からお金を出している新幹線建設交付金や都市鉄道建設のための無利子貸し付けについてどのように検討したのか、しなかったのか。言うまでもなく、これらの財源というのは新幹線保有機構あるいは鉄道整備基金発足のときに、新幹線鉄道施設から施設の譲渡代金が使われているわけでありまして、本来は国鉄債務の返済に充てられて当然の財源だと思えます。新幹線の鉄道財源が、建設財源がないというのであればそれは一般財源に求めるのが筋で、先に債務償還にこの財源を充てるといふのは当たり前のことだと思えますけれども、そういう検討をしたんですか。

○国務大臣(川崎二郎君) もちろん、一つの議論として、運輸省の行政経費を削減して、その中から賄うべきでなかろうか、もっと突き詰めますと、鉄道局予算を削減してそれを賄うべきか、こういう議論も当然あります。しかし一方で、幹線鉄道というものの全体的なネットワークというものをびしっとつくり上げる、これも一つの要請であらうと思っております。また都市部におきまして地下鉄というものを早く整備して、通勤者の

今日こうむっておる被害的な状況と言ったら失礼かもしれませんが、今日の状況を少しでも緩和すべきではなかろうか、これは逆に鉄道局に課せられた課題であります。そういった両方の要請というものの中で今日のスキームを御提案申し上げたということでございます。

○寺崎昭久君 私は、鉄道網の整備が不要だなどということは申し上げておりません。どうして整備新幹線から上がってくる収益でそれをやろうとするんですか、必要であれば一般財源に求めたらどうですかというのを申し上げているんです。

平成三年の夏のころ、運輸省も言われたと思いますけれども、盛んに鉄道の復権という言葉がマスコミに見えるようになりました。この時点で国鉄債務がどうなっていたかという、発足当初よりも約七千億増加してございまして、そしてその十月には鉄道整備基金が発足するという状態の中でございまして。しかし、鉄道の長期債務というのはさらに累増するおそれも十分あったわけでありました。

そういう状況の中で、私は平成三年九月十九日の参議院運輸委員会でのいうことを発言させていただきまして。鉄道の復権がもしも整備新幹線建設ラッシュの初年度という意味なら問題である、清算事業団の土地や株式売却が思うに任せない状況を念頭に置かなければ、その前に債務返済の見通しや国民負担がどうなるのか、それを明確におっしゃってください。国民負担が十兆円を上回るということがどうも確実のようであるというのであれば、今から毎年その償還資金を手当てしてはどうですかということも申し上げました。残念ながら、当時の運輸大臣は平成三年の土地処分の見通しがついたら云々という閣議決定をオウム返しされるだけで、やろうとしなかった、動こうとしなかった、それが今日大きな問題を残したというのを申し上げたいわけでありまして。

債務償還が緊急の課題だという認識があるのであれば、せめて整備新幹線の建設をスローダウン

するとか、一定時期中断するとか、そういうぐらゐのことは検討したらどうですか。もう一回言ってください。

○国務大臣(川崎二郎君) 寺崎委員から厳しい御指摘でありますけれども、一方で整備新幹線はびしっと整備をしていかなきゃならぬという意見も大きな意見だというふうに受けとめております。また一方で、先ほど言いましたように、都市鉄道の整備、これも極めて大きな課題であると私は考えております。

この二つの要件の中で、結論として、まず金利が金利を呼ぶという状況を何とか解消しなきゃならぬという今日のスキームを提出させていただいたわけでございます。

○寺崎昭久君 何度も申し上げますけれども、金利がこれ以上ふえることを防がなければならぬ、というのは私も同じです。そのために何で新幹線の売却益を充てるんですかと申し上げているんです。

これは勘ぐれば、平成三年当時のことですが、性懲りもなく政治路線にまた着手したのかという見方もありました。また、運輸省の中にも、国鉄債務の償還は少々おくれようが債務がふえようが、いずれ一括国民負担にお願いすることだから五十歩百歩だと考えていたのではないかと。それよりも、大蔵省に頭を下げて財源を手当てしてもらって新幹線をつくるなんというところはやりたくない、そういう思いがあつて鉄道整備基金をつくったんじゃないかという推測も当時はされていたわけでありまして。

私は、当然このスキームをつくるに当たってその過去の問題についても洗い上げて、練り上げる必要があると感じております。

大蔵大臣にちよつとお伺いいたします。

今回、国鉄債務の一部を、一部というか大部分を国の一般会計が承継されることになりました。となりますと、今申し上げてきた整備新幹線鉄道の譲渡代金も一般会計に入れると要求してもおかしくないと思ふんですけれども、そういうことは

されたのかどうか。新幹線施設の譲渡代金、これを一般会計に入れるようにと要求してもおかしくないんじゃないでしょうか。なぜ債務だけ引き継いで債権を引き継ごうとされないのでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 売却益は整備基金の方に入れてございまして、それでつじつまが合つておるといふふうに考えております。

○寺崎昭久君 基金の方に入っているんですが、一般会計には入っていないんですね。だったら、大蔵大臣の今言われる理屈からいえば国鉄の長期債務も全部基金の方へ入れたらいいんじゃないかというところになると思ふますけれども、債務だけ引き受けて債権はいいよというのはおかしいんじゃないでしょうか。

○政府委員(寺澤辰廣君) 事務的な点をまず私の方からお答えさせていただきたいと思ひます。

新幹線鉄道施設の譲渡の代金につきましては御指摘のように毎年七百二十四億円が整備新幹線の建設に対する交付金の財源とされておりますが、それ以外の部分につきましては今回のスキームにおきましても鉄道建設公団の特例業務勘定の収入とすることになってございまして、これは年金等負担金の支払いに充てるとされているところでございます。

○寺崎昭久君 新幹線整備のために七百二十四億円を使っているというのはそれとおりですけれども、それ以外にもあるでしょうと言っているんです。地下鉄の建設だと常磐新線をつくるために新幹線の上のかりを使っているじゃないですか。

○政府委員(寺澤辰廣君) それらにつきましては、貸付制度になっておりますので、最終的には年金等の支払い財源になることにされているところでございます。

○寺崎昭久君 それもわかつていますけれども、その利息も新幹線から上がってくる運用益で賄っているんじゃないでしょうか。もとは同じですよ、新幹線です。

別の問題に入りますけれども、元本償還の問題について、大蔵大臣は八月三十一日の衆議院特別

委員会では、今具体的計画が立つていないとおっしゃられ、また利払いがふえることを防ぐのが今の我が国財政がなし得る計画としか答えられませんが、このお話がございました。したがって、この問題について根拠を示せとか、どうやって財源を見つけると申し上げてもなかなか期待する答えは出ないかと思ひますけれども、せめて償還財源の償還方法あるいは財源について、いつまでに決めるということはおっしゃっていただけませんか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど運輸大臣が利子が雪だるまにならないようにという意味のことを言われましたとおり、新雪が根雪にならないようにという程度のことでは、いつぞやも申し上げましたように、残念ながら見通しが立つておりません。この際、新しい歳入源を求めて、それは恐らく税ということになりますが、さらに根雪の部分にまで処理を進めていくことは今の国民負担から考えましてしよせん無理であろうというふうに考えましたので、いわゆる国の一般会計の債務を六十年で償還する債務と考えるを得ないとしたわけでございます。

その考え方の中には、六十年でございすから、日本の今の経済は恐らく最低の状況にございすので、いつまでもこういうことが続くとも思われぬ、やがて経済がもう少し正常化したしまたらそういう債務の償還についても何か新しい見通しが出てくるだろう。甚だ心もとないことを申し上げるようでございすけれども、六十年というのはそういう年月でございすから、この際、国民負担をふやすよりは、むしろ将来の我が国の経済の中でそれが賄えるような経済運営をしてまいることが大事なのではないか、こういう判断をいたしましたわけでございす。

○寺崎昭久君 六十年で債務償還をされるというお答えでございすますが、大蔵大臣は同じく八月三十一日の衆議院の特別委員会でも、たばこ特別税について、一般会計を助けるという意味で創設したのであって、いわゆる目的税ではないということ

をおっしゃいました。六十年の問題と目的税ではないということとを踏まえて言えば、例えばたばこ特別税の根拠法になる財源確保のための法案が不成立に終わったとしても国鉄債務は予定どおり償還される、そのように考えていいですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) たばこ特別税を創設するということは税金を新たにいただくわけですから、どなたも歓迎なさらない、また余り威張って申せることでもないわけで、そこは愛煙家にひとつ御理解をお願い申し上げますという申し上げ方しかできないわけでございす。それは、理屈を申すようですけれども、目的税と申しますより、この債務は既に一般会計の債務になりましたから、財源の一つとしてたばこの愛煙家に御負担をかけることになったわけでございすから、もしこの財源が成立しないといはしますと、それにかわる何かのことを考えざるを得ないという状況であらうと思ひます。

○寺崎昭久君 何かの財源をほかに求めるにしても、長期債務処理法が成立し財源法案の方が不成立に終わつたら、その間は一般会計の歳入、債務両面を工夫されて捻出するということではございすか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そういう場合にはそういうことを考えざるを得ないかと思ひます。

○寺崎昭久君 総理にお伺ひします。私は問題点のいく一部を指摘したつもりであり、本当にこのスキームが、国鉄債務全体でいうと二十八兆円でしょうが、それをきちんと償還できるような仕組みになっているか甚だ不安に思つております。

そういうことを考えれば、急がば回れという言葉もありまますから、この法案は一たん撤回されて、中身のあるきちんとした法案を再提出されたいかがでしようか。総理、どうですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 先ほど来、政府側が答弁申し上げているように、元利ともどもに返済できるといふことができませんればそれは最良かと思ひます。

いますけれども、現在はまだに利子が利子を生むというふうな状況の中で、国にはデフォルトといふことは一日も許されぬ、世界の中でそれに近い国はあるにしても日本の国でそのようなことはあつてはならぬことではございすので、今国緊急のこととしてこの処理だけはぜひさせていたきたいというのが我々の考えでございす。ぜひ御協力をお願いいたします。

○寺崎昭久君 撤回されないということでありまして、現在提出されている法案の中身を少しお尋ねしたいと思ひます。

まず、大蔵大臣にお尋ねしますけれども、今回の債務処理法案では有利子債務に関して繰り上げ償還を実施するということが予定されているようでありまます。この繰り上げ償還というのはどういう基準で行われるのか、お尋ねしたいと思ひます。と申しますのは、財投の繰り上げ償還については、これまでも金利負担を軽減する方法の一つとして国会の内外で実施するべきだといふ指摘がございしましたけれども、そのつど財政当局は法律の建前と資金運用部の収入不足を理由にしてこれを拒んでまいりました。

今回も繰り上げ償還を実施するとなれば、債務の条件変更の法律を改正せずに実施できるのか。また、この法律で言うその他の特殊事情、第一条に書いてありますが、特殊事情といふのはどういうことを指しているのか、できれば列挙していただきたい。

それからもう一つは、ほかの財投機関から繰り上げ償還をしてもらいたいという要請があつたらどうかたえられるのか。技術的な問題もありまますから、大蔵省、双方でお答えいただいて結構でございす。

○国務大臣(宮澤喜一君) 確かにこれは資金運用部の運用に関するところでございすので後ほど政府委員からお答えを申し上げますが、考え方は資金運用部の資金運用はマージンを取らずにやつておりますから、したがって繰り上げ償還といふことを一般金利の変化によつて行うということ

できないというふうに考えられてきておりますけれども、今回の国鉄債務の処理の実施に伴ひまして国鉄清算事業団が廃止されます。そして、資金運用部に対する債務が一般会計に承継されることになりまますから、資金運用部資金は従来貸し付けておりました対象、目的を失うことになりまます。

したがらしまして、今後、従来の対象に資金運用部の融資を行うことはもうあり得ない、その必要がないことになりまますので償還をした、こういうふう聞いておりますが、なおそれでは御満足でいらつしやらないかと思ひますから、政府委員が補足をいたします。

○政府委員(中川雅治君) 大臣が今御答弁されましたように、資金運用部は利ざやを取らずに、その時々金利情勢の中で最も低い金利で長期固定の貸し付けを行ひながら収支相償うように運営されているところでございまして、過去の高金利の債務の繰り上げ償還を行うことはできない仕組みになっております。

と申しますのは、金利が高いときの債務の繰り上げ償還を受けるということになりまますと、運用部の方では現在低い金利の貸し付けをしておりますけれども、これも金利が上がりましたら繰り上げ償還を求めるといふことはいたさないわけでございす。したがらしまして、金利の情勢によりまして資金運用部が片面的な不利益を受けるということになりまますと資金運用部が成り立たないといふことになるわけでございす。したがらしまして、繰り上げ償還を行いますと、資金運用部から見ますと、貸付先の方はその分金利の軽減効果、利益を受けるわけでございすけれども、その分は資金運用部に転嫁されるということになるわけでございすので、繰り上げ償還と申しますのは金利の低下を理由としたものは認められない。ただ、繰り上げ償還を過去にも認められた例があるわけではございすますが、これは約定条件に反した場合とか、あるいは貸し付けをした対象の事業の、例えば建物を取得してその建物を既に売つてしまつていふということでは貸し付けを継続すること

が適当でない場合には、資金運用部の方から繰り上げ償還を命ずるという場合もあるわけでございます。

今回の国鉄清算事業団の場合でございますけれども、国鉄清算事業団に對しましては、資金運用部は国鉄改革法に基づき本格的な処理を行うまでのつなぎということで資金の融通を行ってきたわけでございますが、今回、国鉄長期債務の本格的な処理の実施に伴いまして国鉄清算事業団が廃止される、資金運用部に対する債務が一般会計に承継されるということになりますと、資金運用部資金は従来貸し付けを行ってきた根拠、目的を喪失することになるわけでございます。したがって、一般会計に承継された後の債務については、資金運用部が融資を行う必要がなくなるといふことで、むしろ償還を受ける、こういうことでございます。

○寺崎昭久君 それでは次に、利払い費と元本償還に充てられるたばこ特別税の問題について、大蔵大臣にお尋ねいたします。

なぜたばこ特別税かということは、時間の関係で余り突っ込んだ話ができませんので、たばこ特別税の創設には反対だということを申し上げて、中身の問題を少し議論させていただきたいと思ひます。

まず、たばこ特別税を創設されるに当たつて、例えば政府税調の議論は経ておられるんでしょうか。もしあったとすれば、どういう意見だったんでしょうか。

○政府委員(福田進君) お答え申し上げます。

「たばこについての税制上の措置」ということで、平成九年十二月十六日、税制調査会の答申の中で次のように述べられております。

政府・与党の財政構造改革会議から国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理の方策のスキームが提案されております。これに対する当調査会の考え方を示せば以下のとおりです。

本処理の方策の是非については、当調査会において、なお一層の歳出削減努力を図るべきでは

ないか、自動車重量税の使途の見直しで対応すべきではないか、政府保有株式の活用により賄えないかなど、様々な意見が出されました。また、仮に税負担を求めざるを得ない場合でも、一般会計の歳入歳出全体の中で議論すべきであり、特定の事項の処理に特定の税目をあてることは好ましくないと意見も多く出されました。

他方、国鉄及び国有林野の債務の処理は先送りの許されない問題であり、何らかの対応をせざるを得ないとの指摘もありました。特殊な嗜好品であるたばこに係るたばこ税については、当調査会がかねてより、その課税方式が従量税によつており、価格の上昇とともに税負担割合が低下する傾向にあること等から、随時負担の見直しを行い、適正な税負担水準の確保に努める必要性があることを指摘してあります。このため、可能な限りの財源確保を行った上で、なお新たな歳入確保が必要な事態であれば、この考え方に基づき負担の適正化の範囲内で税負担増を求めることは、財政構造改革を推進すべき観点からはやむを得ないものであることは理解できるとの意見がありました。

ということと、いろいろ各方面から検討がなされた結果、現在御提案申し上げているような点でまとまつたところでございます。

○寺崎昭久君 歳入歳出の全般的な見直しの中でとか、そういうことは党税調が言うべき話なんではないか。この税制が適切であるかどうかということ、私たちはそういうことを期待するべきなんではないでしょうか。

例えば、これまでも紹介しましたように、六十年以来、新たな財源・措置については長期的、総合的、国民的に処理しますよと言つておきながら、今の党税調の話だったらとあえすの話ばかりで、党税調の役割を全然果たしていないと思ひます。

党税調の皆さんにここでクレームをつけてもしょうがないのかもしれないけれども、(政府税調の皆さんに)失礼しました。政府税調の言い間違いであります。いない方のことを云々しても始まりませんからこれはやめておきますが、ただ問題が多いということは指摘しておきます。

それから、たばこ特別税の創設によつてたばこの売り上げへの影響はどう見ておられるのか。

もう一つは、売り上げが減少すると地方たばこ税がその分減ります。国と地方が半分ずつ税金を取つておられるんですから、もし減つたら、国は責任を持つてそれを地方に補てんする、交付金を交付すると約束されますか。

○政府委員(寺澤辰麿君) お答え申し上げます。

たばこ特別税創設の影響につきましては、年間で見ますと百五十億程度の需要減が生ずるのではないかと一ふうに見えておまして、これに伴うたばこ税収の減少を国、地方それぞれ五百億程度と見込んでおられます。

こうした影響はたばこの値上げによる売り上げの減少を通じた間接的、反動的なものでございまして、たばこの値上げによる売り上げ減少は過去の例では一時的なものにとどまつておりまして、その後は売り上げが回復をしております。また、たばこの需要はさまざまな要素に左右され得るものでございまして、たばこ特別税の影響は特定が難しいという事情がございまして、たばこ特別税創設後、実際の販売本数の動向から改正の影響がどの程度あるかについて確たることはなかなか申し上げることが困難かと存じます。

ただ、先生御指摘のように、平成十年度におきましては、たばこ特別税の創設の年度であること踏まえまして、一般会計から交付税特別会計に對しまして所要の額を繰り入れることとしておられるところでございます。

○寺崎昭久君 私は地方に迷惑をかけないでくださいと申し上げているので、それは約束されますか。

○政府委員(寺澤辰麿君) 先ほど申し上げましたように、十年度におきまして地方交付税特別会計

計に所要額を繰り入れております。

ただ、十一年度以降においてどうなるかということでございますが、地方財源不足がどの程度になるのか現時点で確たることを見通すことができないわけでございまして、具体的に幾らというのを申し上げるわけにはまいりませんが、国、地方いずれも厳しい財政事情でございまして、これを踏まえまして予算編成過程において地方財政の円滑な運営にも適切に配慮してまいりたいと考えております。

○寺崎昭久君 国のことも先送りして、とりあえずたばこ特別税を設けようかというようにしか受けとめられないわけでございまして。

それから、たばこ特別税については、いつまでこの税制を適用するかというのが決まつておりません。当分の間ということになつておられるわけですか。

そこで、大蔵大臣にお尋ねしたいわけでありまして、納税というのはいふまでもなく国民の基本的な権利義務にかかわることでございます。にもかかわらず、当分の間、つまりいつまでというのを行政の裁量に任せるといふようなことは国民の権利を侵害しているということにならないでしょうか。

似たような問題がほかにもございまして、暫定税率の適用という問題です。

例えば自動車取得税というのは本則三%、暫定税率を五%で二十四年続けております。揮発油税は本則一リッター当たり二十四円三十銭を、本則をそのままにして四回暫定税率を変更しているわけでありまして。現在は本則の倍額になつて、二十年以上続けておられるわけです。四回も暫定税率を変えろということ、これは新しい税金をつくつたというのと同じじゃないでしょうか。

私は、少なくともこのたばこ特別税については、いつまで適用するか、あるいはそのときに見直しをしますとか、そういう条件をつけるのが当たり前だと思ひますし、行政の裁量にゆだねるべき問題ではないと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一) まず、前段の問題でございしますが、恐らく百五十億本初年度は売り上げが減るであろうということまでを考慮しております。その分は地方に、特別交付税の中へ計算をさせていただきますと、こういうことを政府委員が申し上げました。

平成十一年度の予算編成をいたしますときに、地方が非常に財源が苦しいということが一般にわかっております。中央もそうでございますけれども、そこで、中央と地方の財源の関係をかなり大きな問題として取り上げざるを得ない。御承知のように、所得税あるいは法人税の減税を考慮しておりますけれども、その負担を地方にどれくらい持つてもらうのか、あるいは持つてもらわないのかというような問題が基本にございまして、今のこともございまして、十一年度予算編成に当たりましては、中央と地方の税財政のことを一遍自治大臣と私とで十分検討しなければならぬと考えておりますが、その中でこれは一つの問題になるかと思ひます。

一般的に、百五十億本減りますのは、当初減りますが時間がたつとだんだんもとに戻ってくるというようなことを言われておるわけですから、その辺はしかしやってみないとわかりませんから、そういう問題も含めまして、地方と中央の財政、税制を検討しなければならぬと思ひます。それから、次の問題でございしますが、確かにたばこ特別税と名づけて地方の税源を、取り分は排除しております。国だけが取るということになつておりますから、ここらあたりは何かちよつと気になるという問題だと思ひます。と氣になるところがあるという問題だと思ひます。と氣になります。本当ならば普通は国と地方を分けるわけでございますから、そういうこともあります。しかし、これは一般会計の財源不足を補うものでございまして、目的税ではない、説明はそういうことになつていて、それで当分の間ということになつたのではないかと。長いこと先は見通せないし、この税金そのものにちよつとこが氣になるというところは私にはあるのではないかと思ひました。

します。これは本当に当分の間というのは六十年のことかとおっしゃれば計算上はそうであるかもしれませんが、そこはおっしゃいますように、いつまでもこんな形にしておいていいのかなという問題は、私も財政当局はいつも考えておかなければならぬと思つております。

○寺崎昭久君 それでは次は、郵貯特会から特別繰り入れる件についてお尋ねいたします。昨年九月七日の財政構造改革会議の企画委員会というところで、当時の自民党の山崎政調会長が次のように発言したと報道されております。すなわち、郵政三事業は一体で国営を維持すべしとする郵政大臣に対して、行政改革で単なる現状維持は許されない、国家財政に寄与すべきで、今後、特会の自主財源で生み出す剰余金を国鉄長期債務の返済財源に使えないかと追つて、国営一体化と郵貯特会からの特別繰り入れを刺し違えたということが報道されております。

もしそれが本当であれば、第一、関係のない郵貯特会がなぜ負担をするかという問題もありまして、それから行政改革がそうしたことでめづられていいんだらうかという問題を感じるわけであります。

私自身は郵貯特会に負担させるということは賛成できませんが、郵貯特会に負担させるに至つた経緯等について御説明いただければ幸いです。

○国務大臣(宮澤喜一) その前に、先ほど百五十億本というのを申し上げまして、私、ちよつと今年度分がその半分になる、平年度九々ないというのを申し上げたので、したがって、この十年度は半分以下だそうでございまして、それから、郵貯の問題は、昨年財政構造改革会議をやりまして、これらの、つまり国鉄、林野等々は長い間債務をしまつたままはうってございまして、財政構造改革を全面的にやりまして、たまたま、こういうものもこの際何かしなければならぬという意識、そこまでは正しかつたと思うのですが、そういう中でどこに税源を求めるかというこ

とが両方問題になりました。

それで、郵貯の特別グループを下につくりましていろいろ問題を討議いたしましたけれども、結局、そこはどう申し上げたらよろしいのか、便宜主義という御批判はあるかもしれないと思ひますが、一般国民に御負担をこれ以上かけない。たばこはどうだといへば、それは愛煙家にお願ひしますとでも申すしかありませんが、一般の負担を避けたいという気持ちからいいますと、郵貯特会には積立金があるし、また今後の運営にも十分配分した上で、ひとつ一般会計の財源確保に応援をしていただけないかと。平らな言葉で言えはそういうことであつたと思ひますので、普通ならこういうことはしないことだといふことは私も思ひますけれども、しかし、一般納税者の負担になるというところからいふと、お願いをいたしましたものと理解しております。

○寺崎昭久君 次に、JRに対する追加負担の問題についてお尋ねしたいと思ひますが、基本的な考え方として総理にお尋ねいたします。

言うまでもなく、国鉄民営化のときに、国鉄債務等総額三十七兆一千億円のうち、JR各社が実質四割に当たる十四兆五千億を引き継いでおります。今もその償還に当たつては、JR各社が実

さらに、鉄道共済年金が厚生年金に統合された平成九年には、移換金の積み立て不足九千四百億のうち千七百億をJR各社の負担とすること、そして残り七千七百億は清算事業団の負担としてほかの債務と同様に国において措置するということが確定していると考えております。それは平成八年の厚生年金改正法の質疑あるいは閣議決定の経緯を見ても明白なことだと思ひます。

つまり、この問題、移換金については決着済みだと私は思つておりますし、今さらJR各社にたとえ当初案の半額であれ年金負担分ということを追加重担を求めるべきではないと考えているわけでありまして、総理はこの問題についてどのように理解されておりますか。

既に決着したものをまた持ち出してよこせと、

まして民間企業に言うのは筋が通らないではないかと思ひますし、JR各社も、いろいろ聞いてみましたら、あれはもう決着した問題ですという認識に立っているように受けとめております。

○国務大臣(小淵恵三) 国鉄清算事業団の債務の本格的処理が、事業団という法人を清算するに当たりまして、当該法人が負う債務や年金負担について、その性格や内容に応じて当該法人にかかわる最終的な負担者を決定するものでございまして、御指摘がありました、JR社員年金の年金のための厚生年金移換金につきましては結局だれかに負担をお願いせざるを得ない問題でございまして、これを事業主であるJRの負担にするというのか、それとも最終的には国民の負担にするかが問われておるところであります。JR社員年金の厚生年金移換金がJR社員年金給付のための負担であることからすれば、こうした特定企業の社員の福利厚生のための負担を事業主であるJRが一切負担しないですべて一般国民の負担にするとは不適当である、こう考えましてこのような決定をさせていただいた次第でございまして、大臣は八月三十一日の衆議院特別委員会を、JR追加負担の問題について次のような発言をされております。平成八年の問題は共済関係事業主として事業団が負担したということであつて、事業団の負担を国が負担すると決めていたわけではない、あるいは事業団解散時にどのような負担になるのか決めていたわけではないということをおっしゃつております。

私はこれを議事録で拝見しておりますが、例えがよくないかもしれせんけれども、見るだけでいいからと店の中へ招き込んでおいて帰りがけになつて法外な料金を請求する手口に似ているんじゃないかと、飯を食わせろと言つて食堂に入つて、代金を請求されたら、おれは料金を払うんで言つていないかと言つておられるのか、理屈が全く通らないんじゃないかと思つて

おります。

それではなぜ、鉄道共済の持参金九千四百億円をだれが負担するかというときに、事業団は国鉄時代分七千七百億円、JRはJR時代分千七百億円と区分したのか、あるいはこのときJR各社には後日追加負担を求めるようなことをどこかで答弁しているかという、全くない、法文もないという話を聞きますと、先ほどのような牽強附会だという話になるわけであります。

私は、少なくともこの衆議院での発言は撤回された方がよろしいし、陳謝されるのが筋だと思っております。せめて、JR各社の御理解が得られるならばどうか、それぐらいの謙虚さがあつて当たり前じゃないですか。大体納税者に対して失礼ですよ、あなた。言ってください。

○国務大臣(川崎二郎君) 六十二年度改革につきましては、一つの決定として強く受けとめたい。しかしながら、そのときこの厚生年金への移換金問題というのは出ていなかった問題であります。そして、平成八年、共済年金から厚生年金への移換がなされることになった。当然、事業主負担でありますから、旧国鉄の身分を引き継ぎます清算事業団とJRの負担という形で分けられました。そして、国鉄清算事業団が土地、資産等の売却が済んだ、ある程度見通しがついた時点でこの問題の抜本的処理をしろと、そのときにあわせて処理をしろということで閣議決定が行われた、こういうふうに理解をしております。

したがって、国鉄清算事業団が厚生年金への移換金として負担をしたものについて国が処理をするということで今回の処理のスキームを書かせていただいた、こういうことでございます。衆議院で御答弁申し上げたとおりでございます。

○寺崎昭久君 時間があれば一つ一つそれに対して反論をさせていただきたいと思いますが、その前に運輸省にちよつとお尋ねします。

ことし一月二十三日に「汎交通」の主催の集まりで黒野運輸事務次官が講演されたということを記事で読みました。その中に、JRの立場として

は移換金問題はけりがついているのに、それをまたJR負担だといつて持ち出すのは何事かとやり合っている最中だと。多分、政府・自民党の企画委員会に言っていることではないでしょうか。また、郵貯にもたばこにも長期債務の返済の財源負担をしてもらっているんだから、JRが何もしないでたばこも郵貯もつき合えないということだというようなことをおっしゃったという議事録が残っております。

こういうのはおごりと言ふんじゃないでしょうか。私は、こういう認識がもとめられたから、つまりもうJRの問題は決着したという認識があつたから、例えば昨年度概算要求をしたときには、ほかの有利子債務と同様の扱いで特別会計へのつけかえを要求している。それから、どの関係資料を見ても、昨年の十二月十六日までは有利子債務は十六兆円というように記載されているわけ、そのうちにこの十七日を境にして十六兆二千億というようになってきたのはおかしいんです。一貫して運輸省はこのJRの問題を取り扱っていないんです。

この経過について御説明いただけますか。間違っていますか。

○政府委員(小幡政人君) お答え申し上げます。先ほど「汎交通」という雑誌のお話が出ましたけれども、この発言の要旨について、本人、次官から私が聞いておりますところを申し上げます。と、この発言の要旨は、先ほど大臣から申し上げましたように、六十二年に引き継ぎました長期債務、具体的には先ほどの有利子債務等々の債務と将来の年金負担、この二つが大部分としてあつたわけでございます。この問題、それからもう一つ、平成八年に生じた厚生年金移換金の分担の問題、この二つにあるわけでございますけれども、これらについて特に全体について国において処理するということの中で、全体についてのJR負担の問題も議論としては出たということでございます。その中で我々は頑張らせていただいたというのを申し上げておきます。

それから、厚生年金移換金について、我々の平成十年度の概算要求では、確かに全部特別会計に移換させていただきたいということをお願いいたしました。この際、我々は財源については具体的なもの、概算要求として示すことができなかったため、それにつきましては政府・与党の議論にまづというところで調整事項として実は申し上げたわけでございます。財源については具体的には財政構造改革会議の企画委員会において議論がされ、先ほど申し上げたような案が出てきたということでございます。

○寺崎昭久君 JRに追加負担させることの不合理性については、財産権の侵害であるとか、マスコミがどう言っているとか、あるいは外国がどういふふうに見ているとか、株価にマイナス影響を与えるんじゃないとか、いろいろなことをこで申し上げることはできませんけれども、それは別の機会に譲るとして、JR負担を半減したことについて、先ほど総理も若干言及されましたけれども、改めてこの修正はよかったと思われているのかどうなのか、それも伺いたいと思ひます。

また、これとの関係で、黒野事務次官は、半減されたJRも本心では喜んでるんじゃないかと。本心かどうかはわかりませんが、いずれの機会でも確かめたいと思ひますけれども、そんな発言をされているように報道されております。

JRに最初は三千六百億負担させると言つたのを半分に、千八百億に減額修正を衆議院でやつたんです。そのことについて、黒野事務次官はJRも本心は喜んでるんじゃないかというところをおっしゃっているように聞いております。

それから、総理は減額したということについてどう思われているのか、それについてお尋ねしたい。半分にしたことの合理的な理由というんでしょうか、そういったものがあるのか。私は半分にしたって出させることには反対です。

○国務大臣(小淵恵三君) 冒頭も寺崎委員のお尋ねにお答えしたところでございます。すけれども、今回は本心にこの処理を一日も早く実施しな

ければならないという国家的、国民的要請におこたえをいたしました法律案を提案いたしましたわけでございます。それに対して衆議院におきましての修正がございました。

この修正に基づきまして国会の御判断をいただきまして、当面、元利返済にまで至りませんが、これは長年かけて行うこととしたしまして、利子が利子を生むという雪だるまの状況について一つの区切りをつけさせていただきたいということでございます。ぜひこうした考え方に基づきまして本法律案が成立することを心からお願いいたします。

○寺崎昭久君 大蔵大臣にお尋ねいたしますが、政府はJR各社に年金負担の追加を求めるということをおっしゃっている一方、三島会社プラス貨物には無利子貸付制度を創設して、それを適用するということなことを計画されているように聞いているんですが、それが本心なのかどうか。

なぜ大蔵大臣にお尋ねするかというと、無利子融資というのは、これは回収するという前提ですね。今大変苦しいという会社が本心に回収できるという見通しがあるのか、その上でお貸しになるのかどうかという問題。それから、この資金というのは鉄建公団の継承する土地、株式の売却資金の一部が充てられるわけですから、そんな余裕があるんだつたら返してもらつた方がいい。それからもう一つは、無利子融資を受けているような会社、それが本心に株式市場なんかでできると考えているんですか、これが市場経済に合致したやり方だと本気で考えているのか、その辺を伺いたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今、返還までちゃんとお願いすることは無理で、しかし何かしてあげないといけないというように感じていると思いますが、ちよつと政府委員が今その辺のことを詳しく申し上げます。

○国務大臣(川崎二郎君) よろしゅうございます。例えば、JR北海道の例で昭和六十二年当時と今日を見比べてみます。そうしますと、営業損益は二

百億円ほど良化の流れがございます。しかしながら一方で、経営安定基金は百七十億ほど実は果実が少なくなっている。この問題をとらえて、何とか無利子融資をすることにより安定した資金を得ることに経営が良化していくだろう、こういう考え方でございます。

そういう意味では、経営安定基金と今度の無利子融資、それから税制的な援助をすることによって一日も早く上場を果たさしたい、こういう思いでやらせていただいております。

○寺崎昭久君 関連質問をお認め願います。

○和田洋子君 民主党・新緑風会の和田洋子でございます。どうぞよろしく願います。

週末に地元に戻りましてJRの皆さんとちょっと話し合いをさせていただきましたが、本当に国鉄改革の理念とか基本フレームに反するばかりか、能力的にも不可能だというお話をしておられました。JRは国鉄改革により国家財政の重荷から貢献する存在に転換して、国鉄は年六千億円の補助金をもらっていたけれども、JRは年二千億円の納税をしている、直近の平成九年度は二千九百億円の納税をしたというふうに言っておられました。お帰りになると、こんなふうには叱咤激励して私たちがやってきたのが間違っていたのかなということをしみじみおっしゃったことにとっても私も考えさせられたものですから、ちょっと一言申し上げます。

私は林野の問題について御質問をいたします。

国有林野というのは、国有財産法によって企業用財産と位置づけられて、昭和二十二年から七百五十万ヘクタールもの広大な国有林野を、国民のための公共用財産というよりは、むしろ国有林野事業特別会計法で独立採算制をとって利益とか収益の追求をしていく企業特別会計として位置づけられてきました。昭和三十年代の高度成長期に、求められるままに本来やらなければいけない伐採計画をも無視して過剰な伐採をしてしまった、そして職員を大幅に増員してきた。造林のための借金、その利子さえ払えなくなった。第一次改善

計画が昭和五十三年にできましたが、しかしその計画は抜本的なものではありませんでした。職員の大規模削減とか利子払いを隠すといった会計処理の変更で問題を先送りしただけのものではないかと。まず、農林大臣に、第一次から第四次までの改善計画についてどういうふうな思っているか、結果が評価されるというふうな思っているか。結果をお答えをお願いします。

○国務大臣(中川昭一君) 今、先生御指摘のように、昭和二十二年から始まりました国有林野制度が、木材の輸入自由化とともにいいましようか、高度経済成長で木材に対する需要が急速に伸びてまいりまして、一時的には国有林野事業が黒に転じる時期が短期間ございましたけれども、その後すぐに赤字に転落をいたしました。これがだんだんふえてきているという状況の中で、昭和五十三年以降四次にわたる改善計画をやってきたところでありました。

先生が今御指摘のように、全体的に、オイルショックとかいろいろありましたけれども、景気が非常にいい、また住宅建築等も国民的なニーズのもとで非常に木材の需要が高かった。その結果、外材の輸入ということと、先生が今御指摘の過伐問題が大きな問題になったわけでありました。また、その間の当初見込んだ収支計画の一環であります金利動向も予想を上回るような金利状態もあったというふうな状況でございました。

四回の改善計画の中でそれぞれ最善の改善計画をとった、スタートをしたという認識でございますが、先生が今御指摘のように、結果的には現時点におきまして三兆八千億円の累積債務を抱えているという状況になったわけでございます。

しかし、このままほうっておけばいいというのではなくて、公益的機能あるいは木材の財としての経済的機能等を考えますと、国民の共通財産であるということから、この国有林野事業の抜本的な改革につきましても、この国有林野事業の抜本的な改革につきましても熱心な御議論をいただいた上、この法案の趣旨にひとつ御賛同いただき、また国有

林野の抜本的改革の新たなスタートを切らせていただきたいをお願い申し上げます。

○和田洋子君 昭和五十三年の当時に「職員の皆さんの理解のために」という「経営改善を進める国有林」というものが出て、全国の営林署の職員を鼓舞したというふうな皆さんはおっしゃっておられます。今後、昭和七十年代の初めにかけての二十年間の森林の育成の時期を耐えぬけば、トネルの向うには、やがて「緑の王国」が待っているのです。私たちは、このかけがえのない宝を、誇りをもって次の世代にひきつぐことができれば、二十一年後の切り替えもはば終了し、さらに、昭和三十年代に積極的に行ってきた森林が成長することから、伐採量の増加が見込まれます」とか、「二十年後は、必ずや、財政的にも自立し、しっかりと経営を築くことができる」と考えます。以上のような将来の明るい展望を確信しつつ、私たち自身の汗と知恵で地道な経営改善を着実に実施していきますように」というようなことで、全職員を叱咤激励をして、バラ色の林政が待っているというふうな言われた昭和五十三年の第一次改善計画、その二十年後というのはまさに今であります。地元の営林署、退職の皆さんも営林署の職員の皆さんも何だっただんならうというふうな思いでおられました。それも大変印象に残りました。

国有林野事業の累積債務が三・八兆円にもなっていました。その原因と責任は何なんでしょうか。もし一般財源から繰り入れられるならば、そのことをもって国民に明らかにされて、その責任はどうだったんだ、どういうことだったんだということをしつかり国民の皆さんに開示してその責任を明確にするべきだと思いますが、総理大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 私から冒頭申し上げて総理の御答弁をいただきたいと思いますが、先生が今御指摘のように、そういうスタートを切ったわけでありましても、この四回の改善計画、いずれもその時点の伐採量よりも縮小した計画で

スタートせざるを得ないという現状がございました。先生御承知のとおり、昭和三十年代、どんどん木を切つてまいりましたので、まだ伐採の適齢期に至っていないという状況でありますから、四回ともその時点での伐採量とその計画をスタートするときの伐採量が少ない状態でスタートせざるを得ないぐらに資源が枯渇をしつつあった。それからまた、経済動向、金利動向等もございまして、したがって現実に計画とが大きく乖離をきたしたということでございます。これを二度と繰り返してはならないということで五十年間の今度の計画をスタートしておるわけであります。今までの反省を十分踏まえ、また要員についても、過去も大変な御努力をいただいていた要員の縮小に取り組んできたわけでありましても、今回もこの要員、前提条件はございますけれども、ぎりぎりの必要の要員でスタートをさせていただくということによって御理解をいただきたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 今、担当大臣から御答弁申し上げましたけれども、思いますに、この国有林野事業におきましては、これまで要員の合理化、事業の効率化、一般会計繰り入れの拡充等、できる限りの経営改善努力は行ってきたと思っております。

ただ、指摘いたしましたように、国際的な木材価格が、大変輸入等多くなりまして、したがって国有林の伐採をいたします価格が非常に低迷をする、こういうことが結局財務状況の予想を上回っての大変な悪化につながったところでございます。

一方、国有林野を含めまして、林野は災害の防止等の国土の保全、水資源の涵養等、公益的な機能の発揮を初めとする国有林野事業の使命を十全に果たしていくよう、国民の御理解を得ながら抜本的改革に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

具体的に、私の町はかつて営林署もございましたが、戦後、国有林の伐採によりまして大変町経済、

地域経済が大きく活性化いたしました。大変な量の木材が切られ、そして住宅建設にそれが効果を發揮したわけでございますが、その後は、先ほど申し上げましたように、いろいろ世界的な木材価格の動向等によりまして、いろんな努力は真剣に積み重ねてきたとは思っておりますが、残念ながらこういう経過になってきておるわけでござい

ます。改めて新しい事態に対応して、将来にわたって本間に国有林野としてのもろの役割を果たし得るよう、この際はぜひ国民の御理解を得ながらこの計画を実施していくこととできればならない、こう考えましてこうした計画を打ち出させていた次第でございますので、ぜひ御理解のほどをいただきたいと思っております。

○和田洋子 私は国有林野というものを大切にしたいというふうに思っております。三・八兆円という債務が出てしまったわけですが、企業特別会計が失敗してしまつたからと言っておきながら、また一兆円を企業特別会計に残すということに私は大変な疑問を感じております。

二・八兆と一兆というのがどういう形で出てきたのか。当初、林野庁は五千億円ぐらいをというふうにおっしゃつていたそうですが、それが一兆円になった。それはどういうわけですか。というふうになったのか。本来、未来の子供たち、未来の世界に緑を残すという点で言えば、三・八兆円全部を一般会計からするべきだというふうに私なんかは思っておりますが、何で二・八兆と一兆なんというのが出てきたのか、それが本間に疑問です。

そういう一兆円を、今まで返せなかつた企業特別会計は本間に返せるんですか。今、当分の間というのは五十兆のスキームというふうなことで、五十年くらいが当分の間だというふうな大蔵大臣はおっしゃいましたけれども、五十年間で本間に一兆円を返せるようなスキームになつてくるのか。今までは売れたけれども今度は横ばいだ、横ばいとして内輪に見積もつたなんというふうに言つておられますけれども、過去四回の改善計画

が全部だめになつてしまつて、それで今度は横ばいだから、内輪に見積もつたから一兆円は返せるなんて、それは甘いんじゃないでしょうか。そういうことについて、どういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(中川昭一) 三兆八千億円の負債をどういうふうな処理するかという基本的な考え方でございますが、国有林野特会の立場からいけば、全部一般会計なんなりに承継していただければ、正直言つてこれほど楽なことはないわけでありまして、

しかし、これは今の財政状況、また林野特会がこれから行つていくべき事業、例えば先生も今御指摘になりました若輪期の林がやがて伐採適期になつてこれから伐採量がふえていく、あるいはまたいろいろ土地等の資産の売却もこれから予想される計画としてきちつと立てることができるといふことでありますから、三・八兆を九々我々の特会から外していくことによる、ある意味では自助努力の放棄といふことは避けなければいけません。

できるだけやれる範囲できちつとした計画を立てて、これが五十年間で、今お話がありましたように売り渡し価格は低目に見積もりましたが、伐採量の増加あるいはまたいろいろ資産の売却等によりましてやつていくことができる剰余金が一兆円、その分を三・八兆の中から一兆円分としてお返しする。残り二・八兆はなかなか難しいことではありますので、一般会計にお預けをして承継して処理をしていただく。一兆円につきましては、五十年という大変長いタームでございまして、木のことでもございまして、三十年、五十年という長いタームで考えてこの案をベストのものとして御審議をいただきたいと思ひます。

○和田洋子 外材依存のこの日本の国で、そしてWTOの関税の引き下げなんかを考えると、やつていけば、そんな一兆円を返せるなんという見込みは私は全然ないというふうに思つておりますことを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

ます。(拍手)

○弘友和夫 公明の弘友和夫でございます。

私は今論議されておりました旧国鉄長期債務処理を中心とした御質問をさせていただきます。

衆議院の論議も、また先ほど来のこの参議院での論議を聞いておりましたも、本間に今回のこの旧国鉄の長期債務処理、また林野にしてもそうですけれども、今、日本の置かれていろいろな長期債務をどう処理していくかというこの考え方、これが一番私は問われているときだと思ふんです。

しかし、この処理案を見ましたら、このスキームを見ましたら、そしてまた衆議院でのいろいろ往左往右、それを見るにつけても、今回の参議院での審議がいかに重要であるか、本間にこの法案というものは憲法問題にもなつていて、そういう大事な問題でございまして、いかに参議院の審議が大事かと、この責任を痛感しながら私は質問をさせていただきますと思ふんです。

本来、国鉄改革というのは戦後最大の行政改革、こういうことで、破綻に瀕した国鉄、鉄道事業を未来に向けてどう再生していくのか、そういう自主自立経営を基本理念としてこの分割・民営化が断行されたわけですね。そのときに処理すべき長期債務三十七・一兆円については、JRには負担能力のぎりぎりの十四・五兆円、そして残りの二十二・七兆円については国が責任を持って処理すること、こういうふうな決断がなされた。JRはそれから一生懸命鉄道事業の再生、こういうものに向かつてひたすら邁進をして今その債務の返済に努めている。そしてまた、税金も納めている。そういう行政改革の根本ともいふべきJR各社の努力によつて今進められているわけです。

ところが、一方の清算事業団については、最初の二十二・七兆円が今もまさしく二十七・八兆円ですか、これだけ膨大にその債務が膨らんだ。そういう中であつて、十一年かかつて今これをどう

う処理しようかということで今現在があるわけなんです。

この提案理由の冒頭に、もう従来の処理スキームはもはや破綻している、こう言われておりますけれども、今ごろになつて、本来であれば政府が責任を持って処理をしていかなければならないという問題を、十二年たつて、もはやこの従来の処理スキームは破綻しているんだと、こういうようなことを言われても、そしてまたそれを、後で言いますけれども、民間会社であるJR等に負担をさせようという、政府の責任を民間会社に負担をさせようというスキーム自体が、またいろいろ先ほどからの論議にありますように、郵貯だとかたばこだとか、わけのわからないものに負担を求めるといふスキーム、まさしくこれは、今からこの旧国鉄の債務処理の仕方というものが、総理は経済再生内閣だと言われているわけですから、今本間に哲学のある処理の仕方をしなければ、こういう処理の仕方では、ほかのこととも全部やつていたんでは、まさしく日本はますます悪くなつていくんじゃないか、私はこういう思いでございます。

これは橋本内閣のときに決まつたスキームですから、冒頭に、経済再生内閣、本間に今からやるんだと言われているのであれば、総理はこのスキームを見直してもう一度新しい処理法案を出すべきじゃないのか、このように思ひますけれども、総理のお考えをお尋ねします。

○国務大臣(小淵恵三) 経済再生内閣は、言うまでもありませんが、現下の日本経済の状況をあらゆる手法を講じて再生させていかなきゃならぬ、こういうことでございまして、

そこで、今御指摘の新しい国鉄長期債務の処理につきましては、積年にわたつてこの問題については政府また国会も一体になりましたけれども、御議論もいただき検討してまいりましたけれども、いよいよもつてこの約束の年限も達しました。この時期に当たりまして、利子が利子を生むという状況が今後続いてまいりますと、政府としての負担は行い得なくなるわけございま

すので、今回このスキームをもって長年の懸案に一区切りをつけまして、先ほど来、元本の返済の問題等につきましても御指摘いただきましたが、もちろんそれは今後の課題として十分検討するつもりで、何はともあれ、大蔵大臣は根雪とおっしゃっていましたが、この問題はこの問題として、新雪をこの際どうしても取り除いて新しいスタートを切らせていただく。

このことは、先ほど御指摘のように、ひいては経済再生という問題にも大きく絡む話でございますので、ぜひこの機会に一つの区切りをつけさせていただきます。そういう意味で、今般この法律案を出して御審議をいただいておりますということ、ぜひこの点につきましては改めて御理解をいただきたいと思います。

○弘友和夫君 今回出されているものは、根雪をふやさないというか、新雪を取り除く、そういうことになっているわけですか。そのこと自体は全面的に否定するわけじゃないんです。だけれども、そういうことだから、今やらなければならぬから何でもよいというわけにはいかぬと思うんですね。

そういう意味で、一番それが典型的にあらわれているのが民間会社に移したJRへの追加負担の問題です。これはいろいろ今まで聞いておりますけれども、民間会社になったJR、しかも平成八年に決着がついた、そういうものを今さら取り出して追加負担をさせるというその根拠、何に基づいてそういうことをさせるのか、先ほどの答弁でも全くわからないんです。明快にそれを、何に基づいてJRに負担させていくのだということをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(川崎二郎君) いろいろ御指摘の前段、まず六十二年度改革の趣旨、これはしっかりと踏まえていかなければならない、これはお互い同じ意見だろーと思ひます。

ただ、その中で想定をされなかった年金問題が出てきた。平成八年でございす。共済年金から厚生年金に移換をする、そのときに、事業主であ

りますから旧国鉄の身分というものは清算事業団に残されております。ある意味では継続をいたしております。そして、JR、この事業主が負担をすべきだろーという決定がされた。そして、では清算事業団の分は将来どうするんですかというときに、いろいろ議論をいただいておりますように、国が責任を持って処理をするという言葉が使われておる。まさに六十二年度改革でまず資産の売却を行う。そして、売却の見当がついた時点で、多分借金が残るだろー、当時は十三兆円という想定をいたしております。

その本格的な処理のスキームをつくりなさい、これがそのときの御意見であった、清算事業団はまさにそのときに解散をする。私も、その処理のスキームをつくれという六十二年度改革の趣旨、そして平成八年のときに国が責任を持って処理をする、清算事業団が解散するときに処理をする、この二つを合わせて今般のスキームとして提案をさせていただいております。

そして、JR職員の年金をこれから払い続けるための費用でありますから、どうぞ御理解を賜りたいとお願ひをしております。

○弘友和夫君 それが全くわからないんです。六十二年のものではない、途中で平成八年に移換金の問題は出てきたんだと、こう言われている。そして今、土地を売却したり、いろいろ資産を処分して長期債務を処理しないといけないという中に何で年金移換金の問題が出てくるのか。

それは途中で、平成八年に鉄道共済から移換するときに、これはもう大変な議論を経て統合されたわけですね。従来の鉄道共済年金が去年の四月に厚生年金と統合された。その統合されるときに、いろいろ年金関係者、有識者が長期にわたって検討してきたわけですね。そして、その結果、九千四百億円の移換金が必要だと。持参金ですね、それが必要だと。その分担保をどうするんだと。

それで、有識者なりがいろいろ議論をして、その分担保を、これは今までの国鉄改革の基本フレーム、これに基づいて国鉄の時代は清算事業団が持

ちましよう、JR債務の部分はJRが持ちましよう、と、七千七百億円と千七百億円に負担区分を明確にした。そして、それを法律にまで明記しているんですよ。

それが何で、千七百億円はJR、七千七百億円は清算事業団、その清算事業団の分はどういうふうになるかわかりませんよ、だれの負担になるかわかりませんよ、という趣旨の、じゃ法律にそういうことが明記できますか。はつきりしなければその負担は清算事業団が持ちますと、こう言っているわけでしょう。

何でこういうふうになっているのかということを見てみましたら、平成八年三月八日の閣議決定、これを読んでみますと、

事業団の債務等の処理については、昭和六十二年一月二十六日の閣議決定「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等に関する基本方針について」により、「土地処分収入等の自主財源を充ててなお残る事業団の債務等については最終的には国において処理する」とこととされておるところであるが、移換金債務についても事業団の既存の債務等と同様の取扱いをするものとす

る。こういうふうになっているわけですね。今までの審議を聞きましたら、「国において処理する」というのは国が処理することじゃありませんよ、国がどういふ処理の仕方をするか決めるんですよ、という一つの答弁でしょう。そしてもう一つ、「同様の取扱いをする」と。その「同様の取扱い」というのは時期を言っているんだと運輸大臣は言われています。長期債務を処理するときに同様の取扱いをする、それは処理をする時期を言っているんだと、こういうふうな答弁されていますけれども、間違いないですか。

○国務大臣(川崎二郎君) 時期をというところで明確な答弁をさせていただいております。

○弘友和夫君 そうしましたら、この三月八日の閣議決定、この後には年金の改正案が成立しているわけですね。その以前の三月八日からこの

六月の成立までの間に衆参の厚生委員会いろいろな議論がされているわけですね。その中で、その当時八千億と言われているが、八千億をもう破綻に瀕している清算事業団に持たせても果たして大丈夫ですか、責任が持てるんですかと、こういうふうな言っているわけですね。そうしたら、運輸省も大蔵省も全部、それは八年三月、既存の債務等と同様の取扱いをする、すなわち最終的には国において処理するということを閣議決定されております。こういう趣旨の答弁が全部あるわけですね。そうすると、果たして八千億を清算事業団に持たせて大丈夫ですか、という尋ねたのに対して、同様の取扱いをするというから大丈夫ですと、こういう答弁をしている。

では、その時期だということになれば何で大丈夫ですか。処理する時期だということの解釈であれば、八千億大丈夫ですかと言われたら、同様の取扱いをしますから大丈夫ですよと、こういうふうな答弁しているんですよ、みんな。それが何で時期だということになるんですか。それを答えていただきたいと思います。

○国務大臣(川崎二郎君) 今御指摘いただきましたように、国鉄清算事業団にすべて負担をさせるというけれどもそれは大丈夫かと、こういう議論がたびたび出たところがございます。したがって、国が責任を持って処理いたします、処理スキームを考えます、検討させていただきます、こういうことで答弁をさせていただいたところでございます。

○弘友和夫君 そういう議論をされたんですか。そのときに、清算事業団の処理の仕方について国が責任を持ってやりますと、こういう答弁は私の知る範囲ではどこにもないんですけれども。

○国務大臣(川崎二郎君) 失礼いたしました。衆議院における私の答弁でございます。

○弘友和夫君 いや、それは最近の話でしよう。厚生委員会のことを言っているんですよ、その当時の。今の話じゃないんですよ。三月八日に閣議決定をされて、六月に厚生年金法が改正される、

私どもが主張しているのは、これは法案にも七千七百億と千七百億と明記されているわけですよ。それを變えて今やろうとしているわけでしょう。そのときの考え方が變わっているわけです、明確には、それは処理する時期だということだったからこの答弁は成り立たぬわけです。清算事業団が解散するときの時期のことを言っているんです、こういうことでは成り立たないわけですよ。まず、その閣議決定というのが三月八日にされているわけですが、閣議決定というのはどういうことなのか、ちよつと総理にお伺いしたいんです。

○国務大臣(小淵恵三君) この国鉄清算事業団の債務につきまして、事業団発足当初から「最終的

には「国において処理する」とされてまいりました。この文言は債務の処理に必要な財源をすべて国の負担とすることを決定したものではありません、こういうことでございまして、そうした考え方に今日こうした形の法律案を提案させていただいた。

その段々の経過の中で、厚生年金の移換金問題につきましても大きな問題であるということは承知をいたしておりますけれども、これは先ほど運輸大臣が答弁いたしましたような考え方に基づいて処理させていただいた、こういうことでございます。

○弘友和夫君　六十二年の長期の債務については、それは全部国がどうこうということじゃない、いろいろスキームをつくってやるということなんですよ。だけれども、先ほど来運輸大臣は、六十二年のとは違いますよ、平成八年のは新たな問題として年金統合の問題が出てきたんですよ。その新たな問題は、その当時いろいろな方がかかかわって、委員会でも審議をされて、そして七千七百億と千七百億と決まったんじゃないやありませんか。と。今回、清算事業団を解散するのに当たって、何でそういうものを持ち出されてくるんですかということなんです。

この閣議決定の解釈の仕方というのはみんなばらばら、それはちよつとどなたかにも聞きたいんですけれども、そういうことでもいいのか。そして、事前に事務次官会議がありますね。この事務次官会議は、いい悪いは別にして、全省庁がオーケーしなければこれは閣議の場には上らない。これは今問題になっている。

では大臣じゃなくて運輸省の方にお伺いしますけれども、その三月八日の閣議決定のときにそういう認識であったのかどうか。千七百億は「JR、千七百億は清算事業団、その清算事業団についてはまだ「JRが負担しなければならない、そういう認識があったのかどうか。どうですか、事務次官会議で全員オーケーしているわけですから。

きよう事務次官を要求しておりましたけれども、事務次官。
○委員長（中曽根弘文君）速記をとめてください。

〔午前十時五十二分速記中止〕
〔午前十一時三分速記開始〕

○委員長（中曾根弘文君）速記を起こしてください。

弘友君の運輸事務次官の出席要求につきましては、既に理事会で協議をいたしましたのが合意が得られておりません。引き続き理事会等で協議を行うこといたしますので、質疑を続けてください。

○弘友和夫君 事務次官の出席については事前には

私の方から通告をさせていただいておりまして、出れませんかとか出れますとかいう返事は全くないわけですよ。当然、通告をしてそのまま返事がなければ来られるのは当たり前じゃないですか。今までだって例があるわけですよ。参議院だって、また衆議院だって、今まで事務次官が出られた例はたくさんありますよ。どこかに出張されているとかいうのだったら別ですよ。何で出られないんですか、総理は出られているのに事務次官が出られないというのは、今申し上げたこととか個人的な発言の問題もあるから、ほかの方がかわって答弁するわけにいかないですよ、本人の気持ちで

すから。それをかわりにこういうふうに聞きまし
たとかなんとか言われたつてどうしようもない。
だから、来られないというのであれば、また後で
理事会等でぜひ検討していただきたいと思いま
す。

しかし、これはこの参議院の院の權威にかかわることだと私は思いますので、委員長におきましてはそういう思いで決着をつけていただきたい。

○委員長(中曾根弘文君) 事務次官の出席につき

ましては、事務次官は政府委員となっておりません。したがって、出席の要求は金曜日の夕刻でございますけれども、理事間で協議ができず、けさ協議いたしました。先ほど申し上げましたように、けさ合意が得られておりませんでした。そういうことで、引き続き協議をしていただきたいということでございますので、よろしくお願いたします。

○弘友和夫君 先ほどの、閣議で三月八日にこういうふうな決められた、この大きな解釈の違いがあるわけです。普通、常識的に考えれば、もう清算事業団は決着済みで、その清算事業団の移換金の部分については同様に処理する、こういうふうに見るのが当たり前なんですけれども、全然違った考え方をしている。

ではその閣議の前の事務次官会議でどういうことで合意をしたかというのを私はお聞きしたいわけですよ。それは出席されておりませんのでまた別の機会にさせていただきたいと思います。

それともう一つは、ＪＲはもう既に上場されているわけですね。平成五年にはＪＲ東日本、平成八年十月にＪＲ西日本、平成九年十月にＪＲ東海と上場されているわけです。そのときに、私は今いろいろ論議になっております投資者の保護について、今回非常にＪＲは頑張っておるので海外の投資家も一〇％から二〇％ぐらいいらつしやる。

そういう方々が、全然情報も提供されずにこんな負担がどんどん後になって来るといのは日本の中はどうなっているんだと、こういうふうになるわけですけれども、私は投資者の保護ということに

関して、きちつと大蔵省でも証券法等のあれがあると
 思うんですけども、それについてお伺いしたい、投
 資者保護のための法案とかいうのはどういふもの
 があるか。大蔵省ですよ。

○国務大臣(川崎二郎君) JR東日本を上場した

ときに将来、年金の負担があるということを書いていかなかったのではなからうかという御指摘なんだらうと思うんですけど、そうですね。

五年の当時は、当然これはまだ先ほど申し上げた八年に想定をされた話でございますから、八年に出てきた話でございますから、五年当時、この年金移換金の負担については何も記載はなかったということは事実でございます。

○弘友和夫君 私はそういうことを聞いているんじゃないんですよ。

まず、投資者の保護のためにどういう法律があるか。もう時間があるかもしれませんので私の方から言いますと、証券取引法第五條、「その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適當なものとして大蔵省令で定める事項」というふうにありますので、その中でいろいろな有価証券届出書、事業の概況、営業の状況、主な資産・負債、そしてまた企業内容等の開示に関する省令にも「投資者の危険度に関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して分かりやすく記載すること。」というふうになっているわけです。

今、運輸大臣が言われたように、平成五年のときのＪＲ東日本の場合はまだ当然の問題というのはなかったわけです。ところが、ＪＲ西日本になりましたら、もう既に六月には年金統合になつていましたね。それは成立しているわけです、事前に。そのときに、年金と、先ほどの運輸大臣の御答弁ではＪＲは千七百億ですよ、清算事業団は千七百億ですよ。その千七百億についてはまだ処理の仕方、ＪＲにあとどれだけ負担させるとかなんとかいうことは決めておりませんというのであれば、当然、上場するときに目論見書にそれが記載されていないと、投資家が判断するのはこの目論見書、これが唯一だ、こういうふう

うに書かれているわけですから、その中のどこに記載がされているかということなんです。全然ありませんよ。全然ない。

いいですか、JR西日本の場合は平成八年七月ですから、これは上場する直前です。これには、鉄道共済年金のところに、「平成九年度から鉄道共済を含む旧公共企業体の共済を厚生年金に統合する旨を内容とする「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が平成八年六月七日に成立しました。」、成立した後、厚生年金に移換すべき積立金は約一兆二千億円で見込まれておりますが、政府における現段階の粗い試算では、積立金で充当できるのは約二千億、残りの約一兆円のうち二割を承継法人等が負担することになると見込まれております。いろいろ終わった翌年九年の報告書にも同じようなことが書かれていまして、約一兆円のうち二割を承継法人が負担することになり、当社の負担は約五百億と見込まれております。この負担につきましては平成九年度より五年間で分割して費用に計上する予定であります。

こういうように、唯一投資家が判断する材料に一切そういうことが書かれていないじゃないですか。これに書いていなくて、そういう可能性があったんでしたら、清算事業団の七千七百億については後でJR等に負担させることがあるという可能性はあるんだつたら、当然これはこれに入るわけなんです。(重要事項だ)と呼ぶ者あり) 重要事項でしょう、今言われたように。

これは運輸省とも協議して書いているんです。国が清算事業団の株を放出するわけで、まさしくそれを隠していたということは、海外の投資家等もこれは詐欺に近いんだと。株が今大変な状況で、海外投資家も初めて、昨日ですが、投資家の買っている方が少なくなっているようなことを書いておりましたけれども、とにかくそういう離れていく。こんなわけのわからない、だけれどもこれについてこれに書かれていない、それが。運輸大臣が言われたように、七千七百億、清算事業団を解散するときにそういう可能性があったんだつた

ら、当然これに入らないといけない。そうでしょう。

当たり前のようにそういうことを言われるので、だから私は先ほど事務次官に聞きたかった。三月八日の閣議決定の前の事務次官会議はそんなことになっていないんだ。だからこそ、厚生委員会でも何でも、委員会でもそういうことは問題なく、当然これは国で処理しますということとみんが納得したんじゃないですか。それを、移換金については時期の問題ですとかいうような答弁なんというの、全くこれは納得ができないんですよ。

虚偽の記載については規定があるんです、いろいろ。「虚偽事項記載等による賠償責任」、「重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないうために必要な重要な事実の表示が欠けている目論見書その他の表示を使用して有価証券を取得させた者は、表示が虚偽であり、」云々と、こうある。「損害を賠償する責に任ずる。」と、こういう項目があるんですよ。それが、これだけ大きな負担を新たに負わせる。我々どで決着済み、法律にちゃんと額まで明記しているわけですから、それを新たに負わせるという根拠。

そうしたら、株式届出目論見書にはそういうのが入っておりませんか。これは虚偽記載じゃないですか。大蔵大臣、どうですか。

○政府委員(小幡政人君) 過去の事実関係でございますので、政府委員から答弁させていただきますか。

まず、先生お話しした平成八年七月の西日本旅客鉄道株式会社の株式売出届出目論見書についてでございますが、その証券情報部の部の中で、鉄道共済年金につきましては、先生お話しのように、九千四百億円の移換金負担のうち七千七百億はJR各社が、七千七百億につきましては清算事業団が負担する、こういう負担区分がなされたことが記してございます。その清算事業団が負担いたしました七千七百億

につきましては、その同じ証券情報の事業の概況等に関する特別記載事項の1のところに日本国有鉄道改革の概要の中で、この七千七百億円の清算事業団の債務についてはほかの債務と一緒に「最終的には、国において処理する」とされ、ということ記載されております。この最終的に国において処理するという処理方針は、先ほど大臣から申し上げましたように、その後整理されて今回の案になっておるといふ時系列の議論でございます。

なお、東海の日論見書につきましては、平成九年の七月でございますけれども、このときには、一年後でございますので、先ほどの清算事業団が引き継ぎました移換金債務を合わせて国において処理すると同時に、全体の清算事業団が抱えます債務の処理につきましての説明のくだりがございまして、「財政構造改革の推進について」という平成九年六月の閣議決定を抜粋いたしました。そういう議論がされておる、これからいろいろなるその負担関係が決まるといふことが記されているわけでありまして。

○弘友和夫君 それは何年のものですか、目論見。その上場するときにこれを書かないといけない、しかも今よそのところに書いておられますというふうな話をしていますけれども、証券の企業内容等の開示に関する省令、これは「投資の危険度に関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して分かりやすく記載すること。」と、こうあるんですよ。一括してそこに書いておかないといけない。鉄道共済等年金の部分には一切書いていないで、書いていないというのもおかしいと私は思います。だけれども、上場するときはほかの部分で書いていました、そんな開示の仕方がありますから。「一括して分かりやすく記載すること。」と書いてあるじゃないですか。どうですか、それは。

○政府委員(小幡政人君) お答え申し上げます。先ほど申し上げました西日本旅客鉄道株式会社の日論見書は平成八年七月の資料でございます。

なお、先ほど申し上げましたように、西日本鉄道株式会社が負担いたします共済年金については、具体的に、その時点において負担することについては鉄道共済年金の方に書いてございますけれども、清算事業団が分担することになりました債務の処理につきましては、先ほど申し上げましたように、「最終的には、国において処理する」という方針が閣議決定されておりますのでそれを示してございますが、その処理方針についてはまだ決められておらない、決まっていらないという状態でございますので、それについては記してございません。

○弘友和夫君 だから、国において処理するということとをどうするかというのを論議しているわけですよ、先ほどから。だから、事務次官会議の内容を私が聞きたいと言ったのはそんなんですよ。閣議決定で「国において処理する」ということを決めた、全部後から理屈をつけているわけですよ。財政構造改革会議、去年の十二月に決まるまでは一切、運輸省だつて大蔵省だつても七千七百億と七千七百億のその負担割合を変えようなんて思ってもいないと思うんです。清算事業団は国において処理する、こういうことで厚生委員会もその法案が通ったわけですから、それがある日突然、この間大蔵大臣が言われたように、その処理の仕方のときに、たばこだとか郵貯だとかにお願いしないといけないと言われた。そのときに、当事者であるJRが全然負担しないのはおかしいじゃないか、そういうことから後でひつつけた理屈なんですよ。そんなことでは私は納得できない。後ほど理事会であれされて、事務次官の出席をぜひ実現していただきたい、このように思います。余り時間がありませんので、そういうことでずっと論議がありましたこの処理の仕方、確かに総理が言われたように、根雪をふやさない、今これを処理しなければ大変なことになる、これはよく理解はできますよ。ただ、余りにも郵貯もたばこも理屈が通らないのは事実ですけれども、じゃこのスキーム全体を崩してしまつたらもう大変な

ことになるという、私もそういう考えはあります。そうなるべくと、その処理の仕方です。このことを大蔵大臣は衆議院で答弁されておりますね。JRの負担が削減されてもこの財源確保法のスキームは壊れないんですねという点に對して、私の承知したところでは郵貯にもたばこにもお願いしたいというところは崩れないと思います。このように御答弁になっておりますけれども、もう一度。

野田郵政大臣、大変お待たせして恐縮でございますけれども、たばこ郵貯について、例えばJRの負担が削減されたとしてもそれは条件じゃないんだと、今の段階になって、条件じゃありませんと大蔵大臣は言われておりますけれども、そういう意味で、たばこについてもJRの削減云々はこのフレームの条件じゃないという理解でよろしいのでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 法律上の条件かというお尋ねであれば、法律上の条件ではございません。長いこといろいろな交渉が行われましたから、その間おのずからいろいろな関係のようなものは生まれておりますけれども、法律上の条件かとお尋ねになれば、それはそうではないとお答え申し上げます。

○弘友和夫君 郵政大臣、ひとつよろしく。

○国務大臣(野田聖子君) お尋ねの国鉄長期債務の処理に對して郵便貯金の特別会計から繰り入れる件につきまして、まず私たちが、これが国家財政の非常事態なんだ、そして将来世代に先送りできない国の重要な課題なんだと、そういう位置づけから、御承知のとおりほかの機関も協力するという取り組みの中にあつて、私たち郵便貯金も国の機関でありますから、この際やむを得ず特例的に御協力させていただくということを決めております。

今般の措置につきましては、衆議院ではJRの負担が二分の一になるというふうな変更もございましたけれども、今現在では当初の政府案どおりであるというふうに受けとめておりまして、御協

力を行わせていただく、そういうことでござい

○弘友和夫君 ですから、たばこにしても郵貯にしても、納得のできない部分が非常にあると思うけれども、今こういう国の状態ですからということとでございします。

私はあと、だからこの修正で二分の一、二百四十億が百二十億になったわけですよ。これは金額の問題じゃないんです。やっぱりこれは後から民間会社には負担させるという理由、こんなことが許されるんだつたら、今から国において処理するな国というのは信用がでなくなるんですよ。全部仕方をするんですかというのを全部決めておかないと先に進まなくなるんですよ。だから、これをぜひ考え直していただかないといけません。

二分の一の修正の案について、衛藤先生に来ていただいたて恐縮なんですけれども、時間がなくなりましたので申しわけございません、ちよつと省かせていただきますけれども、二分の一にした、さつぱり意味のわからない、だけれどもそういうことの論議の中であと百二十億。

総理、二分の一のときも理屈じゃないと、こう言われておるんですね。理屈じゃないとは言われているけれども、各党間の話し合いの中でこうした決意を国会が御判断をされることにつきましては、それが最善のものとして考えていかなければならない、このように考えておりますと、このように総理は答弁された。また、運輸大臣も、私たちはいろいろ意見は挟みませんと。本当は挟め

ずから、たばこ、郵貯、これは条件じゃないと、そこまで譲っていただいておりますけれども、それが、それをもう一度この参議院の場で議論をして、この修正案は絶対そういうふうな形になる

のが私は一番いいと、このように思うんですけれども、もしそういう議論の中でそういう決定がなされたときに、この考え方は同じことだと思ふんですけれども、どう総理は受けとめられるのか、最後にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 既に御答弁申し上げておりますが、今般のこのスキームそのものは、これを成立させていただきませんと大変な事態が生じてくるということをお願いしております。衆議院でそうした形での修正がなされまして、今本院におきまして十分な御審議をちょうだいいたしてありますが、この御審議を通じて、基本的にこのスキームを生かすことのできるようにぜひお願いをいたしたいと思っております。

○弘友和夫君 終わります。(拍手)

○宮本岳志君 日本共産党の宮本岳志です。長期債務問題について質問いたします。

分割・民営化から十一年になりますけれども、旧国鉄長期債務は何ら解決されないまま今こういう大問題になっております。もう一つの問題として放置されてきたのが一千四百七名の解雇問題であります。当事者である旧国鉄職員の生活や家族の苦痛を考えれば、人道上も一刻も早い解決が求められている、こういうふうには私は思います。このことを申し上げて、質問に入ります。

旧国鉄債務二十八兆円の債務処理が大きな課題になっておりますけれども、事はそれだけの問題ではないと思ふんです。まず、運輸省と大蔵省にお伺いをいたしますが、これまで十一年間に土地や株の売却等で債務の支払いに充ててきた総額は十四兆四千億と聞いております。今後の年金費用の支払い総額は六・七兆、そして今回免除されま

す無利子貸付分八・三兆円のこれまでの利子補給分が十二年間で四兆一千七百五十億、これは事前に聞いたわけですが、間違ひございませんか。イエス、ノーでお答えください。

○国務大臣(川崎二郎君) 収入は十四兆四千億、これに對して年金を含めた利払い等の支払い額は十五兆八千億、結果として二十七兆七千億

円ということでございます。

○政府委員(寺澤辰廣君) 一般会計が昭和六十一年度及び平成九年度に旧国鉄及び国鉄清算事業団から承継いたしました債務に係ります平成十年度までの利払い累計額でございますが、四兆一千七百五十億でございます。

○宮本岳志君 そういたしますと、仮に政府のスキームどおりに事が進んだとしたとしても、二十八兆円の債務のほかに既に支払った十四兆四千億、これから毎年四百億円の利払いを六十年に及んで払い続ける。これは減るというふうには私は思いませんけれども、仮に二分の一にだんだん減っていくと仮定しましても累計で十二・三兆、年金の総支払い額が六・七兆、そして、私はこれは隠された債務だと思ふんですけれども、無利子の貸し付け八・三兆円の補給利子分が今お話がありましたように約四兆。しかも、この無利子貸付分八・三兆というのは今回免除するということになつておりますが、国としては利払いは今後とも続いていくわけでありまして、一般会計から十三年とか六十年というスパンで利払いをするわけですから、これも仮に二分の一の見積もつても五・七兆という途方もない額になるわけですね。合計すると七十一・一兆、まさに巨額に上るわけ

あります。

この間、JRの年金負担等をめぐつてさまざまな議論が行われてまいりましたが、中心問題はそんなことではないと私は思ふんです。この途方もない七十兆を超えるような国民負担、これが本場に今押しつけられるのかどうか、このことが一番の重大問題だと私は思ふんです。国民は今度さえ深刻な不況のもとで生活と営業は大変だと、このときに、少なく見積もつても七十兆円、このような莫大な額のほとんどを国民負担に押しつけていく。これはもう絶対に我が党は許せない、容認できないと考えますが、これを国民に総理は一体どう御説明になるのか、このことについて総理にお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 現実にそういう事態に

なっておりますのでございまして、私としては、やはり我が国がこれから経済成長をしていまして、多少時間がかかりましたけれども、そういうものの債務を払っていかねばならない、そういうふうな申し上げたいと思います。

○宮本岳志君 国民に何も明確な説明ができないというふうな思ふんです。国民は納得しないというふうな思ふんです。

大蔵大臣は、元本償還についての本会議での私の質問に対して、「基本的にはお説のとおり」、「今根雪の部分の処理をするだけの財源調達ができないうのが現状でございます」と、こうお答えになりました。

大蔵大臣、償還の見通しは元本についてはないということですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そうではありませんで、借りたものは返さなければなりませんから、財源をどうするかと言えとおっしゃいますけれども、ただいまそれを国民負担にするわけにはまいりませんから、やはり六十年という中で払っていくかなければならない、そういう意味でございます。

○宮本岳志君 結局、歳入歳入の努力以外何も無い、抜本的処理というけれども実際は何の見通しもないということだと思ふんです。

結局、この歳入の見直し、歳入の努力というのは社会保険費を初めとする国民生活関連予算を切り詰めていくということにならざるを得ないし、また歳入の努力ということになれば、新たな国民負担、新しい増税ということになるのではないかと。

昨年の財政構造改革会議で、今回の政府案のスキームのもとになった案が発表されたときに、新聞各紙はそのことを書きました。例えば朝日新聞は「消費増税に道開く恐れ」と書いておられますし、東京新聞も「消費増税」とはつきり書いておられます。これは国民の当然の不安だと思ふんです。

○宮本岳志君 午前十、私は七十兆円を超える大問題だということも指摘をしたわけですが、七十兆円といえは年間の国家予算に匹敵する額です。やはりこの問題は、私たちは国民負担を新たに押しつけることなくきちっと解決をしていく、このことが大切だと思ふんです。

次に、JR三社の長期債務についての負担を求めるということを私どもは求めております。これについて少し考えてみたいと思ふんです。

運輸大臣は、本会議での私の質問に対して、「六十二年改革当時の原則」というものは守つていかなければならない、こうお答えになりました。だから、追加負担は妥当でないということだったと思ふんですが、では六十二年改革当時の原則と当時の承継債務決定のルールというのはどのようなものであったのかということなんです。

JRの債務承継額は国鉄改革法の十三条、それから閣議決定をした基本計画、これに基づいて当初五年間においでおおむね営業収入の1%の利益を保証するといふ計算をやられたと思ふんです。1%の経営利益は保証する、それを超えるそれ以外の分は自己債務の利子で払ってくれ、その利子に見合った債務を各社が持つてもらう、こういう議論だったと思ふんです。

だからこそ、赤字の会社には経営安定基金を与えて、こちらはその基金からの受取利子と合わせれば赤字を埋めてちょうどびつたり1%の利益が出る、こういう計算になっていたと思ふんです。

運輸大臣、こういうことですね。いかがですか。

○国務大臣(川崎二郎君) 御指摘のように、国鉄改革時におけるJR東日本、東海、西日本、そして貨物、この四社につきましては、各社が最大限の効率的経営を行うということを前提にしながら、当面収支が均衡し、かつ将来にわたる事業等が健全かつ円滑に進められる、1%程度の利益を上げられるということを前提にしながら算出したものでございまして。

○宮本岳志君 では、例えばJR東日本と東海について、一九八七年度の実際の営業収入と経常利益をそれぞれお答えください。

○国務大臣(川崎二郎君) 今、東日本と東海と西日本と貨物のことを申し上げましたので、四社のことをお答えさせていただきます。

JR東日本は七百六十六億の経常利益、四・八%、JR東海は六百七億の利益、六・九%、JR西日本は八十億の利益、一%、JR貨物は五十億の利益、三・四%でございます。

○宮本岳志君 そうしますと、六十二年の閣議決定のルール、つまり1%の経常利益ということから見て、JR東日本で見ればまさに営業収入が一兆五千六百五十七億、その1%なら保証すべき経常利益というのは百五十七億という計算になります。四・八%、また、JR東海で言えばその六・九倍、六・九%ということ、大きくずれてきています。西日本は1%とおっしゃいますけれども、これは初年度だけの話でして、私はその後いろいろな見てもみましたけれども、その後は何倍にもなっています。

そこで、私は、このときに債務承継のルール、債務承継額を決定するに当たって運輸省が当時国会に出された「昭和六十二年以降五年間の旅客鉄道会社経営見通し」、この表をもとに、この見通しと実際の五年間とがどれくらい食い違つたかということを一つ計算してみました。

つまり、閣議決定で決めたルールに照らして実際はどうなつたか、予測に対して、ということをやってみました。1%程度ということですから、これは大体あなたの方の見積もりも年度ごとに見てみると1%と決まっていなくて、一・九九とか二%とかというところもあります。だから、これは2%で計算してみました。1%より高く見積もって計算してみました。つまり、実際の営業収入の2%の経常利益を保障するという形でこのルールどおりに債務を分けたら、実際に国鉄改革時に各JR、特に本州三社が承継した債務とどれだけの差が出るかということ計算してみました。東日本で九千九百十四億、これは五年間

の平均をとってみましたが、九千九百十四億
円、東海では一兆一千七百億、西日本では三千
八百三十九億、トータルで二兆五千億も承継
すべき債務が少なかった。つまり、予測と実績と
を比べたら、一%というルールだったが、二兆五
千億も債務は少なく承継されているということ
になります。

私たちは決してこの二兆五千億を単純に機械的
に今から追加負担せよと言うわけじゃないです
よ。しかし、少なくとも当初定めたルールに照ら
して、二兆五千億、これは過少であった。運
輸大臣、このことについてはお認めになりますか。
○国務大臣(川崎二郎君) バブルの時期に売上高
が予想された以上に相当上がったということも事
実であります。また一方で、民間経営という手法
の中でそれ以上の努力をされたということも事実
だろうと。一方、貨物は逆に時代の変化の中で極
めて厳しい経営状況になることも事実だろうと。
そういうこともろもろをあわせながら、国会で御審
議いただいた結論が出た、そしてその大原則とい
うものはやはり守り抜かなければならぬだろう、
こう思っております。

○宮本岳志君 この時期にJR各社が頑張った、
特別の努力をしたというお話もありましたが、私
はJRの職員の方々が頑張ったことを決して否
定いたしません。
しかし、この時期は、運輸大臣の御答弁にもあ
りましたように、国内運輸はあらゆる業界であら
ゆる分野で伸びているわけです。例えばJRは八
七年からの五年間に二%伸びていますけれども、
航空は五%、貨物でもトラックは三%の
伸び、内航海運は三%です。つまり、この時期
はバブルの影響もあって軒並みぐんと伸びた時期
だったわけですよ。

だからこそ、運輸省が出している九〇年版運輸
白書でも、「ここ数年拡大基調にあった国内運送
は、元年度に入っても増加傾向を続け、旅客、貨
物ともに大きな伸びとなった」、こう言っている
わけで、全体はそういう伸びをどの分野も示した

ということですから、特別な努力の結果と言いつ
けるものでもないだろうと思ふんです。

ただ、そうしたら、見積もりが低かったのじゃ
ないか、予測が低過ぎたのではないかと、うふう
に私は思ふんです。だから当然、予測と実績との
間に開きが出てきているというところは運輸省はも
うすぐに気づかれています。ですから、毎年毎年
のJRの決算が出れば、一%というのを超えている
というところははつきりしていると思ふんです。
なぜその時点でこれを見直しているか、これをさ
れなかったのか。ここはいかがですか。

○国務大臣(川崎二郎君) 御指摘のように、当時
バブル経済の中で大きく需要が伸びて利益が上
がっていたことは事実だろうと。しかしながら、
国鉄改革を議論していく中で、当初、本心に利益
が出るだろうか、こういう御心配もいただきたが
ら一つの結論を得てスタートしたわけであり
ますので、まさに経営努力というものを評価して
いきたい、こういう目で見させていただいたとい
うふうに解釈をいたしております。

○宮本岳志君 閣議決定に照らして、一%とい
うルールに照らして少ないという私の指摘、こ
れについては否定はできませんでした。

同時に、なぜこれを見直さなかったのかとい
うことを私は質問したわけでありました。結果論
だ、後になってみたらそうなのではないかと言
うけれども、例えば赤字の会社、先ほど
説明しましたように、赤字のところにも経営安定
基金を積み、その受取利息を含めれば一%とい
う計算をされたわけですよ。赤字のところには、
その後もくろみが狂って赤字が一層大きくなっ
たらさまざまな支援策を講じておられるじゃない
ですか。こちらの方は見直してきているじゃない
ですか。追加支援はやるのに、なぜ予測よりも上回
った本州三社に対しては追加負担を求めなかったの
か。いかがですか。

○国務大臣(川崎二郎君) 追加負担の要求をすべ
きという御議論だろーと思ひますけれども、その
当時の国鉄改革を決定された方々、私もその当時

当選いたしておりますけれども、そのときは、
本心に民営化をしてうまくいくだろうか、こうい
う不安の中でのスタートであったと思っております。

結果で経済が伸びたことも事実でありますけれ
ども、順調な経営をされても、お互いに安堵の
胸をおろして、よかったなという思いであつた
というように思っておりますし、正直申し上げて、
まだまだJRも長期の負債は抱えたままござい
ます。そういう意味では、一層の経営努力をし
てもらうて早く、まさにJRが抱えられた長期債
務も何とかお返しいただくように御努力をいた
したい、こういうふうに考えております。

○宮本岳志君 予測はあくまで予測なわけですが
から、当然予測に照らして現実がどう進んでいるか
というところを見きわめて、それに対してきちつと
見直しをするというのは当然の政治責任であると
私は思います。

JRの経常利益が予測から大きく離れているこ
とは既に八七年、八八年当時からわかっていたわ
けですから、これを見直していくと。しかも、こ
のときなら、この当初五年間でなら私は見直した
と思ふんですよ。なぜなら、このときにはまだ政
府は、国は一〇%株主でしよう。だから、本
当に国がその気になって話を持ちかければ、これは
見直すことはできたんですよ。ところが、そうい
うこともやってこなかった、知っていたのに正さ
なかった、やるべきこともやらなかったと。ここ
に私は政府の政治責任が問われているというふう
に思ひます。

大蔵大臣にお伺いしたいんですが、元本償還の
財源もなかなかないという御答弁もありました。
そして、当時この一%というルールを決めた閣議
決定に大蔵大臣として参加された大臣ですから、
ひとついかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今そうおっしゃれば何
とも申し上げようがありませんが、先ほど運輸大
臣の言っておられたとおり、実際、新幹線とい
うのはどういふことになるか、それはかなり当初は

いろいろに考えられたものでございますから、成
功してよろしくございまして、当時としては、
まあそこあたりがというのがあれであつたんで
はないかと思ひます。

○宮本岳志君 全然私の聞いた趣旨と違ふん
です。この当初の予測から大きく離れている、そ
してそれを見直してもこなかったということにつ
いていかがですか。責任は感じないのかといふこ
とを。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは早く気がついて
そうしたらよかったらうとおっしゃればどうも何
ともお答えのしようもないわけですが、まあまあ
順調にいったよかったと思っております。

○宮本岳志君 まさに順調でないから、今こうし
て国民の負担の方は七十兆円になろうとしている
わけですよ。
JRはそういう形で、過少な債務で結局見直し
もされずにやってきた。そして、今ここに残った
二十八兆円と、そして利子も加えれば七十兆とい
うのがまさに国民負担にかけられようとしている
わけですから、私は本心に政府の責任、政治の責
任が問われているというふうに思ひます。最後に、
総理、いかがですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 大蔵大臣並びに運輸大
臣が御答弁申し上げましたように、当時として、
JR発足以来、民営化の努力を継続してまいりま
して、その時点におきましては一%の負担という
ことで精いっぱいということだったんだらうと思
ひます。以降、JRも努力されまして、数字的に
はあるいは御負担できる数字だったかもしれませ
んけれども、各般の情勢を考えれば、政府として
最初にお約束した数字でJRの協力を求めていく
というのが当時としては至当であつたんだらうと
思ひます。

○宮本岳志君 私ども日本共産党は、JRが今も
うかつていないからと、こういうことを言ってい
るわけじゃないんです。政府が閣議で決めた当初
のルールに照らしても債務は過少だったのではな
いか、そのことを本心に認めになるならば、国

民にすべて押しつけるというんじやなくて、きちっとこの長期債務についてもJRに底分の負担を求めるべきである、このことを主張しているわけですね。違いがなかった時点で見直すのは当然だったし、今からでもこれは求めるべきであるというふうに思っています。しかも、JRが不当に優遇されてきたのは十一年前の債務承継時だけではないんです。

JRの土地売却について次にお伺いをいたします。

総理は、本会議での私の質問に対して、「JR各社の所有する土地は重要な経営資産」だと、こうお答えになりました。では、旧国鉄用地をどういう考え方に基いてJRと清算事業団に区分けしたのか。これはまさに運輸大臣のおっしゃる六十二年改革当時の原則を確認しておきたいと思うんです。

そもそも十一年前の分割・民営化時、債務処理の国民負担をできるだけ少なくしよう、軽くしよう、そのためには旧国鉄の用地はできるだけ売ってお金にかえて、この債務をできるだけ減らして国民負担を減らすのではないかと。そのために、JRには鉄道事業に必要な最小限の不可欠な土地だけを承継させようとした。そして、それ以外の土地は全部清算事業団に受け継いで、清算事業団がこれを売って債務を減らしていく、これがこの当時の議論だったというふうに思うんですが、運輸大臣、これも間違いではないですか。

○国務大臣(川崎二郎君) 御指摘のとおりでございます。

国鉄改革時における旧国鉄用地に係る清算事業団とJR各社の承継については、JR各社は原則として鉄道事業を適切かつ円滑に運営する上で最小限度必要となる用地及び関連事業用地のうち駅ビル敷地等関連会社に現に使用させているものを承継させ、それ以外の用地、これはJR総研等に係る用地を除いてでございますけれども、清算事業団に承継させることとしたしております。

○宮本岳志君 ところが、JRはその土地を売却

しているんです。本会議でも質問いたしましたように、面積で東京ドームの一千三百倍、六千百万平方メートル、金額で一千七百億近い売却を行っています。

JR西日本について、幾つか事実を運輸大臣に確認しておきたいと思うんです。

第一に、平成九年三月二十四日、尼崎駅構内の用地を尼崎市、同土地開発公社に売却したときの簿価と時価ですが、これは簿価が百二十五万五千円の土地を売却額二十六億六千六百万。次に、平成九年六月十六日、神戸の鷹取工場用地を神戸市に売却した。これは簿価が六千四百五十七万円を売却額五十六億三千万円。第三に、平成八年十二月十日、明石駅構内の用地を明石市に売却した。これは簿価が五十八万円、それを売却額十三億九千百万円。

西日本のこの九三年以降の土地売却ですけれども、六件、九万五千平米、簿価で四億一千万のところを売却額が二百十三億一千二百万、こういうふうにお伺いしておりますが、これは間違いではないですか。

○国務大臣(川崎二郎君) 三点ほど申し上げます。一つは、尼崎駅構内、面積一万二千平米、譲渡価格が二十六億七千万円、簿価が百三十万円で。明石駅構内、面積三千平米、譲渡価格が十三億九千万円、簿価が六十万円でございます。鷹取工場用地、これは神戸市に売却でございますけれども、面積四万平米、譲渡価格が五十六億三千万円、簿価が六千五百万円でございます。

ただし、この三件とも土地収用対象事業として地方自治体に協力したものであり、鷹取は、今細かい数字を持っておりますけれども、現実、工場用地を売却いたしましたので、他の工場用地を取得いたしているところでございます。

二百四十億円程度と聞かせていただいております。

○宮本岳志君 まさに今確認させていただいたように、尼崎や明石駅では簿価の二千倍という値段で売却しております。また、鷹取工場も五十六

億円という差額がJRにもたらされているわけですね。

本会議で私がこれを質問いたしましたら、先ほども御答弁になったように、土地収用法ということもおっしゃって、好んで売却したものではありませんと御答弁になりましたね。こんなばらばらうけ、二千倍なんというもうけなんですか、これは本当に好んでやっているに決まっていると私は思います。

同時に、じゃ自治体の要請があったということについてもどうなのかなということをお伺いしたいと思うんです。例えば、このJR用地を使ってJRの会社自身が土地の活用でもうけるんだという方針を持っているわけですよ。

私、実はきょうこのJR東日本の平成九年度事業計画というのを持ってきました。この中にはこう書いてありますよ。「駅・駅周辺等の経営資源を有効活用した新規の事業開発」その中には都市計画事業への積極的な参画、この都市計画事業への積極的な参画というのは、まさに区画整理事業等々、この間大臣が土地収用法に基づくというふうに答弁されているものでしょう。つまり、嫌々そういうものにとられているというんじやなくて、みずから積極的に参画すると言っているじゃありませんか。まさにこういう土地売却によつてはもうけをしている。

どうですか、運輸大臣、お答えください。

○国務大臣(川崎二郎君) その部分は私も承知いたしておりますけれども、町全体の活性化、駅周辺の活性化、その中で市とJR等が話し合いになり、何も土地をどんどん売りたいという話ではなく、地域全体の活性化の中でお考えいただいたものだろうと考えております。

○宮本岳志君 それは確かに自治体の方から要請があったかもしれない。しかし、要請があつて決した無理やりということではなくて、みずから積極的に加わって、本来売るべきものでなかった、売却するべき目的で受け継いだものではないJRみずからの用地をこうして簿価の二千倍

あるいは何百億というもうけのために使っている、これが本当に大問題だというふうに私は思うんです。

総理、本当に少しでもこの国民負担を減らすと、私も七十兆ということも言いましたよ。しかし、本当に御負担というものを減らすというふうにお考えになるんだとすれば、鉄道事業に必要最小限だということでの土地は簿価でJRに受け継がせたわけですから、売却ができる、つまり自治体の要請があつたとしても、もう手放していいということになったら鉄道事業に必要不可欠でなくなつたわけですから、その場合には、当然この土地の売却代金という売却額というものはやはりきちっと長期債務の返済のために活用する。つまり、一度清算事業団に戻させて、そして清算事業団が売却をして長期債務の返済に充てる、これが当然の道筋だと思ふんです。

総理が本会議で「JR各社の所有する土地は重要な経営資産」だということにおっしゃいましたけれども、これは決して売り飛ばすという意味での経営資産じゃないんです。やつぱりそうやってきちっと土地の問題もやるべきだと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 私、JR各社の社長に成りかわって答弁する立場でございますが、JRとしては、そうした土地その他の資産を通じて、民営化した意義によりまして結果的には利用者還元をしていくという立場でそうした土地利用というものを考えておるのではないかと。したがって、JRがただみずからの会社の利益を増そうということではなくて、その結果は結局国民の足、こうしたものに対して会社、企業として経営の安定化をさせる意味がありましてそうした活用をしておるのではないかとこのように思っております。

また、先ほど来いろいろ出ました土地につきましましては、先ほど運輸大臣が御答弁いたしましたように、それぞれの自治体その他からの御要請も受けて、JRとして社会的、公共的責任においてそ

ています。

今後、労働委員会のあり方が大きくこれで問われるようなことにもなると思うのでありますが、所管官庁であります労働省の見解と今後の対応についてお聞きしておきたいわけでございます。

本問題は先ほど申し上げましたように係争中でありまして、今答弁がございましたように、三党間における協議等が進んでいき和解が進行していくという状況が生まれてきた場合に、三党間の協議の中で若干上告等に対する問題等が出されて議論をした経過がございますので、その係争中の扱いの問題について和解ができた場合に、一体どういうふうな労働省としては考えておられるのか、御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) この問題は先生も大変御苦勞をされて、私も頭が痛いところなんです。基本的には当事者間で自主的な努力をしていただいて解決の道を探るといのが一番いいわけでありまして。そして、過去に労働大臣や運輸大臣が双方にいろいろ働きかけもしてきた経緯がございますけれども、いかんせん双方の距離があき過ぎていて、話し合いのテーブルにすらのつてこないという状況がずっと続いているわけでありまして。

私といたしましても、さきの国労大会での補強方針については多少なりとも期待をしておったのでありますが、執行部の御努力もありましたけれども、しかしなかなか全体の理解が得られないというところで、無理に通せば否決ということになったのでありまして、棚上げということになりました。膠着状態が続いてしまっているというところであります。何らかの前へ進むような糸口が出てこないのか、選挙前の与党三党の協議会、今現在も形は若干違ってくるんではないかという感じがしていますし、そこで何らかの環境整備の方向が出てこないものだろうかということをかすかに期待しているところであります。

労働省といたしましても、運輸省と連絡をとって、多少なりとも事態が動き出すということであ

るならば、できることはやってみたいと思っております。

いずれにしても、膠着状態が続いたままですと、なかなか今までやってもどうにもならなかったということもありませんし、何らかの変化が生じてほしいというふうな考えております。

○湖上貞雄君 それでは、あと関連質問を同僚の村沢さんにお伺いします。

○村沢牧君 社民党の村沢牧であります。

昭和五十三年に国有林野事業改善特別措置法が制定され改善計画が実施されましたが、この計画がうまくいかなく、五十九年、六十二年、平成三年に法律を改正、実施計画を修正しました。

私は、この法律の制定のとき、その後の三回の法改正の国会審議で、国有林の半分は国立公園、保安林だ、こういうところで独立採算の経営は無理がある、こういう指摘をいたしまして、社会党は法案に対する修正案を出したり、あるいは改善計画を提案してまいりました。林野庁が私たちの要請を受け入れた面もありますけれども、依然としてこうした独立採算が続いておりましたので、国有林の木は大幅に伐採をする、また土地は売り払う。反面、経費を少なくするために組織機構の合理化で、営林署は五十三年のとき三百五十一の営林署があつたんですが、この法律改正で九十八になる。また、要員は六万五千人が一万三千六百人、このようなことをやってまいりましたけれども、借金は五十三年に二千二百億、今日は三兆八千億になる、やがて四兆円になるところであります。収支の均衡はもとよりのこと、国有林そのものが崩壊寸前という状態になつてきた。私は非常に残念だと思ひます。残念だと思ひますし、同時に私自身が二十年以上もこうした問題に取り組んできてこうした結果になつたことはまことに申しわけないというふうな気持ちでいっぱいでありまして。

さて、五十三年のこの計画を立てた農林大臣は中川農林大臣の御尊父の中川一郎さんです。なかなか立派な人でありまして、信念を持って国有林

を改革するとおっしゃっておいりましたけれども、そのスキームの内容は別として熱心に取り組まれた。その後二十二年間に農林水産大臣は二十七人かわつていゝんです。私はだれが真嗣にこれをやったのかといつて指折り数えたんですけれども、二十一世紀の国有林の後始末を息子の中川さんがやらなきゃならなくなつた。まことに世の中は皮肉だということに思います。

そこで、総理にお伺いいたしますが、今まで進めてきたような改善計画では国有林の真の改善はできない。今度の法律も依然として組織機構の合理化を打ち出しているんですが、これだけでは真の改革はできない。これからの国有林野会計をどうするか。国有林が果たすべき役割を履行するために、国が資金も投入しなければならぬ。そして、事業は民間に委託をするとしても、民間ではなじまない仕事については国がやらなければならぬ、私はそのように思ひますが、総理の見解をお伺いしたい。

○国務大臣(小淵恵三君) 多年にわたりまして林野問題に大変御苦勞されてこられた村沢先生のお尋ねでございます。我々も、この国有林のみならず、戦後の林野行政のあり方につきましてもいろいろな角度から勉強もさせていただいてまいりました。しかし、結果的に今日の国有林野事業というものが大変厳しい環境下に置かれておることは言うまでもありません。そうした意味で、要員の合理化や事業の効率化を図りながら経営改善を行つていかなければならない、こういう状況に至つておるんだらうと思ひます。

林野の大切さにつきましては今さら申し上げるまでもないことでございますので、ぜひこの機会に抜本的な改革を行い、日本の国土を守ると同時に、林野行政をきちんと定めたが将来にわたつて新しい展開ができるように考えていきたい、こう考えたのが今回の法律だと考えております。

いろいろ御指摘をいただきながら、この状況を乗り越えていくために、国会の御意思等も承りながらぜひ努力をいたしていきたい、こう考えてお

るところでございます。

○村沢牧君 社民党はこの法律を国会に提出したときには与党でありました。したがつて、総括的な問題については私も議論をしておりますが、この委員会でもつて特に詰めておかなければならぬ具体的な重要な問題がありますので、以下、何点かにわたつて質問してまいります。時間がございませぬので簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

まず、要員問題でありますけれども、中川大臣は衆議院の特別委員会、我が党の伊藤茂議員の質問に対して、労使関係に十分配慮し、組合の皆さん方とも協議を尽くし、十分意思の疎通を図り、ともに同じ目的に向かって進んでいきますよう、先生にも御指導いただいた合意もありますので、それを踏まえて頑張つていきたいと答弁されております。私も何回も大臣に要請してまいりました。改めて決意を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 先生御指摘のように、今回の国有林野野連法案のポイント、先生のそれよりも詳しく過去の経緯を踏まえた上で、抜本的に公益的機能重視、あるいはまた三兆八千億の債務を分けまして、独立採算は外しましたけれども……

○村沢牧君 それは知っているから、要員問題について簡潔にやってくください。

○国務大臣(中川昭一君) そういうポイントの一つの中に要員問題があると私は思ひます。

必要最低限の事業をする、そのために必要最低限の職員を確保するという一方の要請があると同時に、現在における国有林に従事されてる職員の皆様の、言葉を正確に申し上げますと、意思に反したような形にはしないという三党の確固とした合意を踏まえて必要最低限の職員を確保していく。一時期、数字が出た時期もございましてけれども、私自身は、三つの形容詞を前提にして一つの目安にすぎない、目標ではない、あくまでも作業の過程における一つの目安にすぎないということ、労働の議論あるいはまたやりとりを最優先

にして取り組んでいきたいと思っております。
○村沢牧君 時間がありませんから、内容は私も理解しているつもりでございますから簡潔に御答弁願いたい。

そこで、大臣は労使関係を尊重して決めるというふうに言っているんですが、時々、平成八年の一万五千人の三分の一程度を基本としつつと答弁しておられますけれども、どこでそんなことを決めたんですか。だれが三分の一と決めたんですか。簡潔に答弁してください。

○国務大臣(中川昭一君) 平成十年度の概算要求を決める時点の八月の段階でそういう数字が出たことは事実でございますけれども、その後の三党間の協議の中で、その言葉は予算書等々から一切消えているということでございますから、一万五千人の三分の一という数字は現時点ではないということでございます。

○村沢牧君 三分の一という数字は消えておる、私もそのように思います。

そこで、法律を提案するについては、各省の要求したものを与党の了承を得て閣議決定をする、そして国会に提出するという順序であらうというふうに思いますが、本年の二月、国有林関係は国会に提出するための閣議了解、決定がなかなかできない、これはやはり組織機構の問題があつたわけでありまして、そこで、与党三党は何回か慎重に検討した結果、次のような合意をいたしまして、政府がこの決定に基づいて閣議決定をし、国会に提出した経過があります。

その我々三党の合意の骨子を申し上げます。一つは、本人の意思に反して退職させないという考え方のもとで、雇用、身分等に係る労使交渉経緯を踏まえて適切に対処しない。一つは、いろいろと事業を全面的に民間に委託するとしても、民間の委託になじまない事業については国でやりなさい。組織機構については、地域の実情、管理の実態等を踏まえて適切に対処しない、こういうことではあります。私はこれは常識的なことであつて国民の皆さん方にも理解してもらえらる

いうふうに思ふんです。

そこで、農水大臣、こういう三党合意を踏まえて、今までも交渉してまいり、今後とも交渉していく、そのことをお約束できますか。

○国務大臣(中川昭一君) あの経過から申し上げまして、三党合意を踏まえて今後の作業を進めさせていただきますか。

○村沢牧君 国有林の要員問題について大事なことは、定員とともに、やっぱり森林事務所に職員を配置しなければいけないと思ふんです。ということは、先ほど申しましたように、三百五十一あつたのが二百二十九になつて、やがて九十八になるんです。営林署がそこで、やっぱり国有林の実態を知っている森林事務所に現場を知っている職員をきちんと配置していく、こういう配慮が必要だと思ふんですが、大臣はどう思ふんですか。

○国務大臣(中川昭一君) 森林事務所における職員のあり方についても、今後、労使の間でも議論することを前提にして検討させていただきます。適切に措置してまいりたいと思ふます。

○村沢牧君 林野庁長官に伺いたいんですが、要員問題については、今まで申し上げてきたような経過もあり、与党合意もあります。それから、国会審議もほぼつづ最終の段階になつておるというふうに思ふます。今の段階、労使の協議はかなり着詰まつていふに思ふますが、どうですか。

○政府委員(山本徹君) 要員問題につきましては、昨年より労使間で鋭意協議、意思疎通してきているところでございまして、先生御指摘のとおり、認識は相当着詰まつてきている状況にござい

ます。
○村沢牧君 農水大臣、労使の協議は、森林事務所の問題も含めて、国有林を守ると同じ目的で信頼関係によつてかなり進んでいるというふうには理解をするんです。

労使の交渉事項でありますから、私は法案が成立する前にここでどのぐらい着詰まつているのか、数はどうかというふうなことを発表しろということでは言いません。皆さんも答えにくいとい

ふに思ふます。しかし、法律が制定されたならば、今までの交渉あるいは労使合意のもとで正式にこれを決定して、この法律の規定に基づいて早急に閣議決定を求めるべきだと思ふに思ふますが、その決意を伺いたい。

○国務大臣(中川昭一君) 今回の特別措置法の中にも、農林水産大臣は職員数の適正化の目標について決定をしなければならぬという条文があることは先生御承知のとおりであります。先生御指摘のとおり議論を踏まえて、閣議におきまして適切に決定させていただきますか。

○村沢牧君 今質問いたしましたように、この法律が成立をする、採決の結果がどうなるかわかりませんが、しかし成立したならば今まで進めてきた労使の合意を決定事項にして閣議にその承認を求めていく、そういうことではないですか。

○国務大臣(中川昭一君) 今回の法律の目的に沿う形で必要最低限の職員の確保、そしてその職員のお一人お一人の意思に反することはないといふ幾つかの前提を踏まえて、適切に決定させていただきますか。

○村沢牧君 この際、大蔵大臣にもお聞きしておきたいんですが、過去の例から見ても、林野庁は要員の将来目標を決定することについて農水大臣が決める前に大蔵省に相談するというふうに思ふます。私は過去にそういう例を幾つも見ております。今まで私が申し上げてきたような経過で当時の与党合意を踏まえて労使が真剣に協議していく、農水大臣の責任と権限で決めることであるというので、大蔵大臣としてもこれを尊重してもらいたいと思ふますが、どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいまの段階を承つております。折衝がかなり進んでおるといふことでございまして、そうでありましたら、農水大臣あるいは総務庁長官も御関係になると思ふますが、そういうところで閣議決定の原案をつくられて、私どもの方にも御相談があるのだと思ふます。今そこに至る前の段階でございますから、私が

先を飛び越して申すことは差し控えますけれども、御苦心のある決定になつてくるのでございましょうから、ただそれをおつ壊せばいいというふうな立場は私はとるつもりはございません。

○村沢牧君 閣議で尊重していただくことは当然のことではございますが、私が冒頭申し上げたのは、大蔵省の官僚の皆さん方は決定する前にいろいろ言ふんですね。これはどうなつた、三分の一がどうなつた、私はそういうことは大臣が決めるんですから余り注文をつけてもらいたくない、そういうふうに思ふますが、どうでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御趣旨はよくわかりました。

○村沢牧君 よろしくお願ひいたします。
最後に、総理、こういう経過でございますので、一つ要員の問題だけでは私は終わらせません。あといろいろ問題がありますから後日また質問いたしますが、今の問題についてもぜひ閣議で早急に決めていただきますようにお願いしておきたいと思ふます。御答弁願ひとうござい

○国務大臣(小淵恵三君) 重要性は十分承知をいたしておりますので、閣僚各位と十分相談をいたしまして決定いたしてまいりたいと思ふます。

○村沢牧君 ありがとうございます。

○戸田邦司君 自由党の戸田邦司でございます。本日議題となつております問題で、我々の立場を最初にはつきりさせておきたいと思ふます。自由党の立場としましては、この国鉄長期債務問題の法案につきましては、もしも手を挙げて賛成というわけではございません。しかし、現実を考えると、今後これを先送りすればさらに金利がかさんで債務が膨らんでいく、そういうような現実を認識した上で、今求められるベターな方法は何であらうかというふうなことからこの修正案を我々が提出し、これで国会の御承認を得るべきではないかという考え方を申します。

問題の申身を申し上げますと、相当いろいろ問題があり過ぎますね。それで、最初に一言申し上げておきたいと思ふますが、この国鉄の長期債務

がここまですでに最大の原因といえ、この問題を真つ正面からとらえて、常々それにどう対応していくかという対応策を考えて適切な対応をしてこなかった。つまり、六十二年以降、国鉄改革を実行しながら、本当にベストの道はどういうことであらうかというように真剣に模索してきたとは思えません。

要するに、当初の計画であれば、最後に十三兆円だけ残って、それを国民の負担でお願いしたいということであつたはずであります。現実には二十八兆円に膨らんできている。土地を売れなかつた、また株が順調にはさげなかつた、そういうことがあつたのは事実であります。しかしそのほかにもこの計画が挫折した原因があります。

例えば、それだけのものがさげなかつた場合にどういふような状況になつていくかということについて、当初の計画を見直していかない。端的に申し上げると、金利負担だけ見ても十兆円に上る。しかし、当初の計画に十兆円の金利負担が入つていない。そういうようなこともありまして、問題はやはりずっと先送りされてきたということではないかと思ひます。

そこで、この一年間の国会の審議状況など振り返つてみますと、去年の今ごろは財政構造改革法の仕上げに血道を上げていた。この財政法は四月になって改正しなければならなかつた。さらに、今度は凍結するのかわりか、そのかわりませんが、そういう手当てをしなければ予算の編成ができない。来年度予算、さらにことしの第二次補正を考えると、現在の財政法に照らしてそういうような予算を正當に組めないということに相なつていないかと思ひます。

ですから、四月に補正予算を組んだときも、官僚はすべてこの財政法に反しているなと思ひつつ予算編成の作業を進めてこなければならなかつた。さらに、これから来年度予算の編成に入るわけですが、それに十五カ月予算ということを考えますと、今の財政法に照らしても、はまらない予

算になつてくる。そうすると、役人は、いや、あいつ法律があるけれども、あれには抵触するけれども、そういう作業を進めなければならぬ。いまだかつて、現行法に反した予算編成を役人がしなければならぬ、予算編成作業を進めなければならぬということになつたんじゃないかと思ひます。そういうことも役人の士気にかかわつていないかということを私は考えております。

総理、その点についてはどういふふうにお考えになつておられますでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 来年度予算編成につきましては、私も内閣を組閣させていただきまして以来、現行の十年度予算の第二次補正の問題あるいはまた税制改正等々、なし遂げなきやならない課題がございます。その過程で、委員御指摘のよう、既に財政法につきましても凍結ということに意思を明らかにいたしておるわけでござい

ます。したがって、私自身が内閣を維持しております限りにおきまして、十一年度予算につきましては、その方針に基づいて、大蔵省、予算編成権を持つ政府の中のお仕事はその路線上できちんとされておると思ひます。私はその任に当たつておられる方には何の矛盾なくこの方針に基づいて対処していただけるものと確信しております。

○戸田邦司君 例えは今年度の歳入、これは成長率が著しく下がるということを考えますと、相当の歳入欠陥が出てくることもまた明らかであります。

そこで、大蔵大臣、この財政法を早く時宜に合ったものにしようか、我々にはあつた財政法なと要らないと主張してまいりましたが、今後の日程としてどういふようなことで運んでいくおつもりであるか、お聞かせいただきたいと思ひます。○国務大臣(宮澤喜一君) おっしゃいますことはごもっともなことではございますが、小淵総理自身が財政法は凍結するということを就任早々に言われまして、その後私の方から来年度の予算編成、

概算要求の編成方針を閣議に提出してお決めの願ひました。

時期的には凍結を先に総理が言つておられまして、したがってその後概算要求が行われまして、これは容易に御想像いただけると思ひ、各省とも財政法がありますから要求は遠慮しますなあとこのところはどこもございせん。もう財政法は凍結になつておると思ひます。

それで、現実にはしたがつて差しさわりはございせんが、来年度の予算案を国会に提出すると同じ時期に、財政法の凍結でございせんか、そういう法案が出ればそれで法律的には整合していると思ひます。それから、事実上、事務的にもその点は了解されておるということでございせん。別、機会があれば、来年度の予算提出と同じ時期に財政法の凍結が国会の御承認を得るために提案されれば、それより早い時期がございまして、早い方がいゝのかもしれないと思ひます。

時期で問題はないように考えております。

○戸田邦司君 現実にはそういうことなんだろうと思ひますが、あの財政法というのは本当は内閣が強い意思を持って、強いリーダーシップを持って進めれば閣議決定で済んだんじゃないかと私は思つております。

つまり、行政がこういうことをやりたいといふときに、わざわざ立法府まで巻き込んで、しかもそれに二度も手を加えなければならぬ、相当短時間のうちにそういうことが起こつてしまふ先行きの見通しの悪さ、このためにとられた時間が私は非常に貴重だつたんじゃないかと思つております。これだけの時間があつたら、本當に国鉄の問題だつてもっと早く相当前広に議論ができたんじゃないかと思ひます。ここまで来てどういふものにならないかと思ひます。我々が今度の修正のようなことを考えないと、物がござい

ないところが私はおかしいと思つております。

○国務大臣(小淵恵三君) 橋本内閣の六大改革、

その中で、特に五百五十兆をさらに超えていこうといふような大きな赤字国債を抱えているといふ中で、一つの大きなテーマとしての財政改革といふことがうたわれました。そのための法律を、委員御指摘のように、あるいは内閣の責任において、当時としては国会すなわち国民を代表する皆様方のお考えも十分受けとめながら国を挙げてこの問題に取り組み、こういうことではないかと思ひます。

以降の経過につきましては、我が国自体のみならずほかの国々の状況も踏まえまして、なかなか我が国の経済が活性化していかぬ、こういうことの中で、財政法すなわち財政改革といふものが、将来にわたつてその負担を後世に求めないという形の方針そのものがなかなか困難な状況になりましたので、私はこの内閣をお引き受けいたしました段階で、その考え方を一たん凍結いたしました。今度の経済を再生することが道である、こういう考え方に變化してまいつたわけでございせんので、この間の状況につきましてはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○戸田邦司君 今、六大改革の話が総理大臣の答弁の中にありましたが、私は改革というのは相当思い切つて経済を浮揚させていなければならぬことではないかと思ひます。もう宮澤大蔵大臣はよく御承知のことではないかと思ひますが、思い切つて経済改革を進めるといふようなことを考えますと、特に産業界について規制緩和などを進めるといふことになりまして、必ず改革デフレといふことが、一時的にそういうようなことが出てくるわけですから、やはり経済が浮揚していかぬとそれとできないということではないかと思ひます。

この問題だけいふまでも議論しているわけにはまいりませんので、国鉄債務の問題に戻らせていただきます。

先ほど申し上げましたように、土地売却の凍結を閣議で決めた。それはバブルの相当激しい時期だつたということもあつたかと思ひますが、私は

パブルが崩壊しかけてきたときの対応などでもつと迅速果敢なやり方がなかったのかなという気もしております。いずれにしても、そういう過去の政策の誤りについて現政権は一切責任がないのかとなると、これはもう甚だ議論がしにくくなるし、国民の一人としても非常にむなしの感じになります。

小淵総理大臣、この国鉄改革が成功しなかった責任というのはどこにあるとお思いでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 現内閣としては、どうしても今回この法律案を御審議いただいて、まさにこの段階でこの法律が成立いたしましたものと国民に対して責任を負えないという立場でお願いをしておるわけでございます。

過去の責任と言われますと、それは政府を預かってきたそれぞれの内閣におきましてもその段階におきましては精いっぱい努力をいたしたものでありましようが、委員も御指摘のように、例えば国鉄用地の売買にいたしましても、今顧みましますと、当時の新聞その他を拝見いたしましたも、土地売却につきましても国鉄用地に限ってこれを処分することは大変無謀であるというような御議論がかなりたくさんございまして、そうした世の中の意見にも従わざるを得なかったという点で、ある意味で土地売却につきましても適時適切であつたかどうかについては反省する必要がある、こう考えております。

○戸田邦司君 この国鉄の長期債務の清算について、やはり一番大きな影響を及ぼしたのは土地の売却ができなかった、これが一番大きな原因ではなかったかと私は思っております。

先ほども申し上げましたが、金利負担というものを一切考えていなかったのは、土地さえうまく売ればそのようなものを計上しなくても立派に先ほどのような十三兆円という結論が得られると自信を持っていたに違いないと思います。それが一遍に挫折してしまつた。

六十二年十月の緊急土地対策要綱であります

が、この中では、公用、公共用に使うということが確実な場合を除いて、その地価の異常な高騰が鎮静化するまでこれを見合わせる。異常な高騰が鎮静化するまではいつまでかというものは、これなかなかわからないから、一切そこは手が出せなかったところではないかと思ひます。

一方、運輸省及び国鉄清算事業団は地価を顕在化させない土地の処分方法について検討を進め、速やかに結論を得るようにと。

今読み上げた部分は、言うなれば売つてはいけないよ、しかしこういうことをやれば売つてもいいと思うんだけれども、やり方を考えてねと、極めて無責任な条項ではなかったかと私は思つております。

そこで、この土地売却は国鉄の長期債務の清算に関する問題を考える場合に最大の誤りではなかったかと思ひますが、大蔵大臣は当時もう既に大蔵大臣をおやめになつておられたときだったと思ひます。与党の重要な地位におられた政治家として、この問題を現在どう評価しておられるか、お答えいただければと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和六十二年十月十六日の閣議決定にまさにたゞいま仰せになりましたようなことが書いてございまして、国鉄用地につきましましては、最後のところで、「地価を顕在化させない土地の処分方法について検討を進め」と。これは何か土地そのものを信託するとか何とか、いろいろな値段が出ないようになつてやれというようなことを言つておつたわけですが、それと、そのときに運輸省も、今のお話の問題がございまして、一方、一方的なそういう土地の売却を制限するという閣議決定には異論を持つておられました。おられました、地価の高騰を、特に都市部で急激になつておりましたから、防ぎたいという国家的な緊急課題であるということで、不承不承と申しますか、そのとおりしていただいたということだったと思ひます。

もちろん今の御指摘の問題の一番大きな原因はこのとき以来土地が売れなくなったということ、

それはもう疑いもございせん。まことにそれは清算事業団にはお気の毒なことであつた、私は全く間違ひなくそう思つておりますから、理屈で申しましては、そうした清算事業団の計画は崩れませんでした、それと、清算事業団の計画は崩れ、今から言ひます、それをどうするんだということが、今の答えが出なければならなかつたではないかと、論理は私はそのとおりだと思ひます。

しかし、たまたまその問題は何となくみんなが知りながらいろいろな事情の中で議論されずに、昨年財政改革を議論したときに、国が今持つてゐるほかの長い債務は何だということにこの問題の林野が出てきて、そこで初めてさあどうするかということになった。もつと早く、土地を売るのをとめたときに、それならこつちの問題はどうしてくれんだというの提起されるべきであつたではないかとおしやれば、そのとおりだと申し上げるしかありません。このことが一番大きな今日の問題の原因であつたということは、私はまことにそのとおりだと思ひます。

○戸田邦司君 土地の問題だけいふまでもやつてゐるわけにはまいりませんが、私は、あるときに土地の売買を凍結してしまつて、それではどうしたらいいんだと。これは役所だけで解決できる話ではありせんから、やつぱり強い政治のリーダーシップがないとどういふような対処をしたらいかがというやうなことで出でこない。役所としては、相当大きな虚脱感を持つてこの問題を見守つていたということではないかと思つております。

もちろん、清算事業団その他、現場においては相当の努力はされたと思ひますが、しかしそれぐらいのことで解決するやうな問題ではなかつたと思つております。これはひとえに政治の責任ではなかつたかと思つております。

そこで、土地の売買について、その後平成四年ごろから少しずつ、順調にというのは適切ではあつてませんが、ふえてきた。それはそれなりの努力があつてということであつたわけですが、私はもつと早く手当てをしていけばいろいろな手法があつたんじゃないかと思つております。

あつたんじゃないかと思つております。そういう手法を追求することについて、政治がそういうことをやりなさい、考えなさいということとを強力に言わないと、やはり役所だつて一生懸命目のこととやつてゐるんで、なかなかそういうことには力を結集してやるわけにいかないということではなかつたかと思ひますが、土地売却の促進について、そういうやうな余地がなかつたかどうか、運輸大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(川崎二郎君) 緊急土地対策要綱で地価を顕在化させない土地の処分方法、こういう御指摘をいただいて、事業団がマンションを建設してその土地と建物をセットで販売する建物つき土地売却方式、それから先ほどお話あつた信託、こんなことを考えたことは事実でございまして、推進してまいりました。また、地方公共団体に売却を進められないうるかということと努力をいたしたことは事実でありますけれども、当初予想されたやうな金額にならなかつたということは間違ひなく御指摘のとおりでございまして。

平成九年までの十一年間で七千八百ヘクタールの土地を売却し、売却金額は六兆五千億でございまして。

○戸田邦司君 こういうやうな難しい問題といひますか大きな問題といひるのはやはり政治サイドが非常に機動的に対応しないと問題解決できない、そういうたぐいの問題じゃないかと思つております。

この問題はこれぐらいにしたいと思ひますが、次に国鉄改革時にJRが十四・五兆円の債務負担をしたという問題があります。

先ほど共産党の方からこの金額は少な過ぎるというやうな指摘もありました。一般的に言われてゐることは、国鉄の長期債務のうちのかんりの部分をJRが負担してそれを順調に返してゐる、この十四・五兆円をしっかりと返してきてゐるというやうなことに相なつてゐるわけですが、それでは、共産党の指摘ともあわせ、この十四・五兆円というのはどういふやうな性格の金額で、ど

のように算出されたか、お答えいただきたいと思っています。

○国務大臣(川崎二郎君) 十四・五兆円の算出根拠でございますけれども、国鉄改革時の債務につきまして、J Rは最大限の効率的経営を行うことを前提に、当面収支が均衡しかつ将来にわたつて事業等が健全かつ円滑に運営できる限度の長期債務等を負担する、これは基本的に当時金利を七％程度で予測いたしました。そして、債務に対して金利を支払っていく、それを支払ってもJ R三社が1％の利益を上げられるということを一つの想定にしながら輸送量等をおかみで計算をいたしましたところでございます。共産党の御指摘は、そのとき輸送量が思った以上に伸びたものではなからうか、また経営努力の成果も上がっているのではなからうかと、こういう回答を私もはいたしたかもしれませんが、その辺の認識の違いが少しあったというところになると思っております。

いずれにせよ、J R三島につきましては経営安定基金というものを設け、それからの実績によって堅実な運営ができるようにしていく、そして本州三社については金利を支払い元本を返していく中で1％の収益を上げられる、これを想定にしながら十四・五兆円という額を決定した次第でございます。

○戸田邦司君 運輸大臣はJ Rの経営面からの見方を述べておられますが、役所としても恐らくそういうことを大前提にしながらこの金額をはき出したに違いないと思ひます。

前提は、例えば民間会社でしたら会社更生法で会社を更生する場合に資産見合いの債務を新しい会社に残す、これは一般的には基本的な常識になっていると思ひます。ですから、私は、J Rについても多分性格としてはそういうようなことで十四・五兆円をJ Rに負担してもらおう、そういうことではないかと思ひますから、必ずしも借金のそれを山分けして国とJ Rが負担しているという性格の話ではないんじゃないかと思ひております。こういうことをきちんと返しているからと

いつて立派とか立派でないとかいう情緒論は私はやめた方がいいんじゃないかと思ひておりますが、若問時々そういう議論が出てくるということもありません。

そこで、今回の問題で一番大きな問題になっております厚生年金への統合問題でJ Rに新たな負担を求めるということですが、国鉄共済からこの新しい年金に移っていく、そのためのメリットというのは相当大きなはずなんです、安定性あるいは長期的な面から考えても、またその支給額その他を考えると。そういったことを考えて、平成八年の国会でそのことは既に議論されて、千七百億円をJ Rが負担してこれでおしまひではないかというところになっていたわけですが、私は、この千七百億円さえ払えばもうこれで済んだんじゃないか、何で今新たにそういう負担を求められているのかということについて一般の人々は全然理解できない問題ではないかと思ひます。ここが一番の問題だと私は思ひています。

ですから、新たな年金に移るための負担というのは、受給者がそれだけのメリットを受けるための新たな負担でもあり、また本来それが負担すべきであったか。国鉄は国有鉄道ですから、国が100％責任を負うところもあるかもしれない。しかし、それが破綻してしまつて清算母体だけが残った、そのときに、民法上の問題として考えても、いつまで国にという清算母体に負担を求められるかというところは、すぐれてこれは法的な問題ではないかと私は思ひております。

そういったことから、この点について国側が明確に答えられない限りはこの問題に対する回答が出てこないということではないかと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(川崎二郎君) 先ほどの議論を整理していただいたようでございますけれども、まず六十二年度の国鉄改革の趣旨、ここはしっかり守つていきたい。それから、共済年金から厚生年金に統合される、このときに生じた移換金問題については、先ほどからお話し申し上げておりますとお

り、事業主である国鉄清算事業団、これは国鉄の身分でございますが、それとJ R各社、ここに御負担をいただくことに決定した。そして、今回、六十二年からの長期債務の問題を解決するとき、年金問題も清算事業団が解散するに伴つて解散をしよう。そして、いずれにいたしましても、これからJ Rの職員が安定して年金を支給してもらう、そのために必要な移換金をJ Rに御負担いただきたいという議論をいたしているところでございます。

○戸田邦司君 時間も過ぎましたのでこれで終わらせていただきますが、問題はたくさんありますので、また改めてお伺ひしたいと思ひます。(拍手)

○西川きよし君 よろしくお願ひいたします。私の方からも清算事業団の債務問題についてお伺ひしたいと思ひます。重複するところが多々あるかと存じますが、私なりにまた理解をしたいものですから、どうぞよろしくお願ひいたします。

これまでの議論の中で、総理を初め大臣から繰り返し答弁がございました。資産売却の凍結、パブルの崩壊、こういうものが重なつて、その結果これまでの処理スキームが破綻をした。そして、この破綻を認識した時期はいつかという問いをいたしますと、運輸大臣は、債務の本格的処理を平成十年より実施するという平成八年の閣議決定の時期という御答弁でございます。また、そのことに対する批判は謙虚に受けとめなければいけない、こういうふうにあわせて答えていらっしゃると思ひます。

先日、衆議院で、そしてまた本院の本院議の議論も伺わせていただきました。やはり政府に対して、今日までこういう結果を招いたことは本当に責任は大だなどというふうに私自身も強く思ひました。

そうした反省点あるいは今後の対応策について、私も順次質問させていただきますと思ひますが、その前に、私の質問の最初にまずお尋ねしたいのは、清算事業団の第一線で本当に

懸命に取り組んでいらっしゃる職員の方々のことでございます。

この方々の労をねぎらいたいという気持ちで私はいっぱいございますけれども、総理大臣の方からも、今現在皆さん方に対してどういうお気持ちを抱いていらっしゃるのか、冒頭にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 国鉄清算事業団は、国鉄改革に伴い残された膨大な長期債務の償還のために、土地、株式の処分、不足する資金の調達、国鉄が残した訴訟問題の処理など、大変困難な業務を遂行してまいつてきたところでございます。そして、昭和六十二年の土地売却の凍結、パブル経済の崩壊、その後の不動産市況の低迷など厳しい状況のもとで、平成九年度まで十一年間に七千八百ヘクタール、六兆五千億の土地を売却するとともに、J R三社の株式の売却により二兆円の処分収入を確保したところでございます。

こうした実績を上げた事業団職員の活動につきましては、厳しい状況下でよく頑張つたと評価し、その努力に対し改めて敬意を表したいと思ひます。が、今申し上げた数字そのものは大手の不動産それぞれの会社を上回るような土地売却の面積でございます。特に土地が低迷する中でこの処分をするということはなかなか困難な仕事であらうと率直に思ひます。

また、土地をめぐる紛争その他はなかなか大きないろいろの問題を引き起こしておるなかでございまして、そういう中で、本当に何としても土地を売却することによってこうした困難な状況を乗り越えようとして一人一人が積極的に取り組んだ結果がこうした数字でございまして、そういう意味では改めて敬意を表したいと思ひます。

○西川きよし君 ぜひこういう方々のお気持ちを理解して、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

昨年二月の日経新聞で、職員の方々の悲喜ごもが連載されました。事業団九八年度整理、そして事業団転換対策、

職員数の半減、自宅を開いた朝刊の紙面にこんな見出しを見つけた。どきりとすることがあててきた。事業団が旧国鉄から巨額の長期債務を引き継いだ分割・民営化から十年。またか、あのときと同じだ。当時の不安がまたよぎってくる。新聞を置いて出ていきました。妻も新聞を見たはずだが帰宅をしても何も言わない。こちらからその話題には触れない。今後どうなるか自分でも全くわからないのに話をしてみても心配をかけるだけだからと。

わずかに数行でありますけれども、職員の方々の今の置かれてある状況というのが本場に伝わってまいります。

事業団職員の職員数、平均年齢、現況、そして再就職の対策、政府はどのようなお考えなのか、具体策をひとつ簡潔にお答えいただければと思います。

○国務大臣(川崎二郎君) 西川委員にお答え申し上げます。

平成八年度当初のプロパー職員、千八百七十二名でございました。その中で、JR各社、各官庁、特殊法人等に多数の採用申し出をいただき、五百名以上が再就職をいたしました。結果として、平成十年度当初の職員数は千七百七名でございます。なお、御指摘のとおり、千七百七名の職員の八五%が五十歳を超えておられるのが現状でございます。

そして、その八百名の今後の対策でございますけれども、第一に、清算事業団が解散されるということが決定いたしましたら、この法律を成立させていただきます。まず全職員の就職先を内定させたい、こういうふうな思っております。

そして、その上で出向をしてもらって、今の業務、なれておりますので、まだまだいろいろな業務が残っておりますので継続してやっていただきたい、このように考えているところでございます。

委員御指摘のように、私も十月一日に事業団に、職員の皆さん方に御説明に上がってきたところでございます。

実は私は春は国会対策の責任者の一人でありま

したので、なぜ春の国会でこれをきちんとした処理ができなかったのかと、こういう御質問も衆議院で賜りました。耳に残っておりますので、十月一日で解散という形にはならなかった、事前準備が皆さん方にできないということで大変迷惑をかけることになった、しかしながら国会での審議の状況というのを御報告させていただいて、どうぞいすれにせよ頑張っていたきたいとお願いをしてきたところでございます。

○西川きよし君 この時代の背景、本場で大変だと思えます。これまでに職員の方々に対して再就職先の希望のアンケートが実施されたわけですが、けれども、その結果、ほとんどの方々が自治体や特殊法人など公的部門への再就職を希望されているわけですが、そうした場合、一方では行政改革が迫られている。また、雇用情勢が本場に厳しい状況の中で、大臣も今おっしゃいましたように、平均年齢が五十歳を超えているということでございます。再就職については大変に厳しい状況にあると思えます。

平均年齢が五十歳、私は五十二歳ですけれども、本場が大変だと思えます。夏の選挙が終わりまして、自分はこれから食べていくことはこちらでお世話になる。六十年間はこれはもう安心できる。でも、そんな気持ちで、本場に皆さん方のためにここで一生懸命働かせてもらわなければいけないというふうな痛切に感じております。

現時点での決定状況、そしてまた再就職の決まっていないう職員については事業団の解散後どのように対応していくのか。国鉄改革を完結させる、少しでも国民負担を減らす、そういう使命のものとこれまで苦勞された今お願いをしております職員の方々、そして僕は何よりも思うんですけれども、この委員会に入るといのが発表されてからいろいろな方に陳情されました。今、自分は本場に賛成をしいいものか反対をしいいもののか、無所属の一人の議員としては大変悩んでおります。しっかりと勉強もさせていただきま

すけれども、その強い決意を総理大臣から今度は

お伺いしたいと思えます。

○国務大臣(小淵恵三君) 今、運輸大臣が御答弁いたしましたとおり、私も同じような気持ちで、この国鉄清算事業団で長年御苦勞された方々の身分の問題につきましても、あらゆる角度から考慮し御希望に沿いたい、そのために努力をいたしたいと思っております。

○西川きよし君 ぜひよろしく御願い申し上げます。

私は公務員の経験もありまへんし、サラリーマンの経験もないわけですが、土地売却を担当したあるベテランの職員の方は、こちらの新聞に載っておりますが、担当した三年間に手がけた売却収入が何とこの方一人で百七十億円。しかし、一日当たりの利払いが三十六億円。これだけ頑張った五日分の利子にも満たない。私の三年間は一体何だったんだろう、ふと考えると本場にむかぬ。こうした場合、本場に路頭に迷うことのないよう、しっかりと取り組みをいたしたいと思っております。

残ります時間はあと十一分ですが、自分なりに納得をしたと思っておりますので、今日のこの状況に至るまでの経緯をお伺いしたいわけですが、

いろいろ論議の中でも、これまでの間に返済計画の見直しが行われなかったことに対して、総理からも運輸大臣からもたびたび反省の言葉は聞いておるわけですが、これだけの負担を国民が今後長年にわたっていかねばならぬわけですから、なるほど、そういう事情があったのか、それはやむを得ないなど、全国の方々が聞いて、そして読んで、見て理解を示す、そういう御説明があればというふうな我々も思うわけですが、そういう意味におきまして、できるだけ具体的な皆さんの御説明をいただきたいと思

います。

昭和六十二年に策定をされました処理計画に対して、それが適切であったかどうか、それからまたその処理計画の見直しを今日までなぜ行われなかったのか、そういう点についてもお伺いした

いと思えます。

今から六年前、平成四年の日経ビジネスの九月七日号でありますけれども、当時の石月清算事業団理事長がこういふふうにおっしゃっておられます。

八七年に策定した当初の返済計画では、事業団の債務のうち十三兆八千億円は国民が負担するということがはつきりうたわっていた。しかし、その後、バブルが発生して、土地も株も上がった。国民負担なしに返済できるのではないかと、国民負担が世間に急速に出てきた。そんなわけで、当初の国民負担の話がうやむやになつてしまつた。

そもその仕組みに若干無理があるんですよ。だから、私どもとすれば、頑張つて売れるだけ売って、残った時点でどうするか考えましようというの、大ざっぱな言い方なんです。その意味で我々の返済計画は非常にラフになつてしまつた。

こういうふうにおっしゃつておられるわけです。当時策定された返済計画は非常にラフであつたのではないかと、この点について、こちらは運輸大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(川崎二郎君) 今、御指摘いただきましたように、国鉄清算事業団が債務として引き取りました、同時に資産も引き取った、その売却を進めていくことによつて十三兆円まで借金が減るだろう、こういう想定をしたことは事実でございます。

しかしながら、先ほどから総理また大蔵大臣から御答弁のように、政策判断として、土地の高騰をおおるべきではない、ある意味では運輸省と対立したこともあったのかもしれない。しかしながら、最終的には決定をされて、そして土地の売却が思うように進まない、同時に阪神・淡路大震災もございまして、株の売却もおくれた、それに先ほど御指摘いただいた金利が金利を呼ぶという状況になつてきて、大変多額の借金を抱えるに至つた。先ほど言いましたように、当初はある

程度土地が売れた時点で残りの十三兆円なり十四兆円を国民負担の中でどう処理すべきかということとを国がきちっと責任を持って考えろというスキームであったわけでありすけれども、さまざまな情勢の変化の中で今日こういうことを迎えた。

御指摘いただいておりますとおり、もう少し早くこの抜本的処理というものを考えるべきではなかったのかという御指摘には、もう謙虚に受けとめる以外ないというのが今日の姿勢でございます。

○西川きよし君 国鉄改革時の債務処理方針においては、土地売却の収入が七兆七千億円、株の売却収入が一兆二千億円、そして新幹線保有機構に対する債権が二兆九千億円、残る十三兆八千億円が国民の負担と見込まれたわけですが、その返済計画に無理があると政府が認識されたのはどの時点だったのでしょうか、改めて伺いたしたいと思います。

○国務大臣(川崎二郎君) 正式に認識しましたのは平成八年ということであつて、もう少し前からわかつていたんじゃないかという御指摘をいただければ、まさにそのとおりでございます。

○西川きよし君 そこで、なぜ今日まで抜本的な処理計画の見直しがおくれたかということでございますけれども、この点について少し説かせていただきます。これもそのころのものなんです。

七月のあるテレビ番組で、資産処分審議会の亀井正夫会長が、「事業団の債務は、国が返済すれば年間一兆何千億円ずつ三十年かかる」というような趣旨の発言をした。それは過去の再建監理委員会報告にも書いてあることなんです。が、今、政府としては触れてもらいたくない。国の借金じゃないですか。「こんな膨大な借金を何でほったらかしにしておくんのだ」、そういう議論が野党から出るでしょう。返せと言われども、金があるわけじゃないですからね。

運輸省は現実には政治の要請で整備新幹線やミニ新幹線、常磐新線など実現しなければなら

ないものがたくさんある。だから、あまり事業団の債務返済の話ばかりすると、前向きな金をつけてもらえなくなる恐れがある。私が債務返済の話をして、「まあ、あんまり言わんでください」ということになってしまふ。じれったいという気持ちは猛烈にありますよ。言いたいことはいっぱいあるわね。

実際問題、どうやって返済していくのか。赤字国債を発行する、国鉄再建税をつくって国民から徴収する、JRの運賃を値上げして、その一部を事業団に戻す、そんなことを考えるしかないでしょう。実現はできないと思いますが、こういうふうな当時の記事があるわけです。

こういったことも理由にありまして今日までその処理計画の見直しが行われなかったということであれば、そのことについてもやはり説明とそれに対する見解というものを真摯に語っていただきたいと思ひます。その上で改めて負担をお願いするということであります。負担をする側が疑念を、また不信を抱いたままでは、理解をして納得をして負担するということにはならないと思ひます。

ここはぜひ運輸大臣に一人の政治家として御答弁をいただきたいと思うわけですが、よろしくお願いいたします。

○国務大臣(川崎二郎君) もう先ほどから御指摘のとおりでありますけれども、計画どおり進めたとして十四兆円の借金のスキームをつくらなければならなかった、これは間違いない事実だろ うと思ひます。それが先ほどからの事情の中で考えられないような二十八兆円という借金になってしまった、もう少し早く処理策を検討すべきではなかったかと、こういう御指摘をずっといただいております。

また一方で、運輸省の予算の問題を少しお触れになりました。例えば、借金の回収のために運輸省予算でやるべきではなからうか、今回六百五十億毎年出すわけでありすけれども、いや、鉄道局の予算でやるべきではなからうかと。一千九百

億ぐらいの予算でございます、全部の枠が。

しかしながら、一方で整備新幹線の問題、常磐新線の問題、また例えば東京におきましては地下鉄の対策の問題、大阪においても同じでございます。それから、中部におきましては今度中部国際空港との連絡の鉄道を新設したい、こういう地域の事情というものがあろうと。政策判断として、すべてのものをやめてしまつて借金返しに使うのか。やはり今日、政策としてモーダルシフト、鉄道というものをもう一度見直しながらやるべきことをやっていたいかなければならないというの

も当然の議論としてあるんじゃないと思ひます。そのいろんな政策決定の中で今日処理スキームというのが出てきたと。その中でたばこの御負担、また郵貯の御負担というものをいいただき、同時に年金問題については、先ほどからお話し申し上げておりますとおり、これからJRの職員に安定的に年金を支給するための原資でありますので、どうぞJRに御理解を賜りたいとお願ひいたして

ところでございます。以上でございます。

○西川きよし君 明日は引き続き土地問題の御質問をさせていただきますと思ひます。本日はこれで終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○加藤紀文君 自由民主党の加藤紀文でございます。

総理を初め関係大臣、きょうは早朝からいろいろな問題に対して真摯にお答えいただきました。またここにありがとうございます。いろいろ議論が

ありましたので、私はなるべく重複しないように

視点を変えて若干のお尋ねをさせていただきます

と思うわけでありす。

まず第一番目は国鉄改革であります。

国鉄の経営は、御承知のとおり昭和三十九年度に赤字に転じて以来、年々ますますその度合いを深めていきまして、そのために、その後数次にわたる再建策を立てたにもかかわらず毎年度巨額の赤字を発生させ、膨大な債務を累積させるに至り

ました。国鉄改革は、このような事態を解決し鉄道事業の再生を図ることを目的として、昭和六十二年四月一日に実施されたものであります。

そのときの国鉄改革の基本理念は、国鉄事業の破綻の原因が公社制度による全国一元的な経営にあるとの考えに基づいて、分割・民営化によって効率的で地域の実情に即し、かつ責任ある経営を可能とすることとして、これにより国鉄事業の再生を図ろうとするものであります。

この国鉄改革が行われた結果、現在に至るまでJR全体としては大変御努力もあつたわけでありすが、高い生産性のもとで鉄道輸送サービスの向上が図られるとともに、収支状況も改善しております、我が国の鉄道事業の再生という点からは極めて順調に推移しているものと思ひます。

しかしながら、その一方で、清算事業団に残された国鉄長期債務の本格的処理の実施を初めとして、厳しい経営環境に置かれていたJR北海道、四国、九州、そして貨物を含めたJR各社の完全民営化ということが課題として残されたままであります。

国鉄改革を完遂するためには、これらの諸問題を全力を挙げて解決しなければなりません。特に、この特別委員会で審議されております清算事業団の債務処理問題は約二十八兆円にも上るものであります。極めて重要な問題であります。また、この債務処理は処理がいくると利子が利子を生むことになり、その解決は一刻の猶予も許されるものではないと思ひます。

そこで、この事業団についてまずお尋ねいたします。

この事業団は平成十年十月一日に解散する予定でありました。当初予定されていなかった債務償還の支払いが現在発生しているわけでありす。

つまり、当初の予定では清算事業団の債務を承継した一般会計が償還を行うはずだった債務償還について清算事業団が支払いを行っていたわけでありす。平成十年度予算においてこの支払い分については当然見込まれていなかったわけであり

すから、清算事業団の支払い能力が不足すること
が懸念されます。

現在のように我が国全体の金融システムの強化
の必要性が国際的にも国内的にも強く求められる
中で、政府機関が支払い不能に陥る状態が生じる
ことは許されません。

そこで、運輸大臣にお尋ねいたしますが、今申
し上げました清算事業団が平成十年十月一日に解
散する予定であったために、当初予定されていた
かった債務償還等の支払いをどのようにしている
のか。つまり、現在の状態では清算事業団の資金
繰りがつかず、まさに支払い不能になるのではな
いかと思うわけですが、どう対応されてい
るのかをまずお尋ねいたします。

○国務大臣(川崎二郎君) まず、事業団の借り入
れにつきましては、政府保証が約六カ月、予算で
書かれているところでございます。しかしながら、
九月二十九日の支払い以降、これが保証されてい
ないという問題になりました。九月二十九日に一
千九百九十九億、十月二日に二千六百五十五億、合計
で四千五百四十四億、十月中すべて合わせて六千
五百億円の資金ショートを起こすことにな
る。事業団が民間から借りたお金を返せないとい
う状況になりますれば、今の金融情勢から考えて
も大変な状況になる。

やり方は当時二つあったと思っております。一
つは民間借り上げというのができないだろうか。
再度民間から少し延ばしていただいております。
という方法がないだろうか。しかし、これには最
低でも二週間の期間を必要とする。一方、衆議院
の委員会でも連日御審議をいただいております中
でございまして。私も政府側が、いつ上がるかわか
らぬから今からお金を借りますよというのを九月の
中ごろから宣言するわけにはまいらないだろう
と。また、それを宣言いたしましたも、現実問題、
借り上げできるかどうかはまさに入って見なけれ
ばならない課題でありました。

そんなことから、資金運用部資金のつなぎをし
ていただくということで御理解をいただいております。

事業団の資金調達のため弾力条項というのを発動
してもらいましてやらせていただいております。
でございます。借りております資金運用部資金は
年〇・八％、借りる期間は二カ月でございます。
こうした事情でございますので、何とぞ御審議
のほどをよろしくお願い申し上げます。このよう
に思っております。

○加藤紀文君 今の大臣のお答えで、現在の対処
が極めて緊急異例の措置であることがよくわかり
ました。このような異例な措置をこれ以上上掲け
いくのは、金融システムの安定化、国際的、社会
的観点からも何とてでも避けなければなりません。

そこで、総理にお尋ねいたしますが、このよう
な事態はまさに異例の状態でありまして。一刻も早
く是正すべきと考えますが、総理はどのようにお
考えになっておられるか、お聞かせいただきた
いと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) まさに一刻も猶予する
ことのできないことでございますので、今回の
法律を成立させていただきまして、それに伴いま
してすべての施策を講じていきたい。国としての
デフォルトに近いこういう状況というものは内外
の信頼をますます失うことになりますので、ぜひ
お願いをいたしたいと思っております。

○加藤紀文君 ありがとうございます。
それでは次に、JR負担問題についてお尋ね
いたします。

先ほど来いろいろありました。要は、JRの社
員の年金を確保するための移換金負担についてだ
れかが負担しなければなりません。今問題になっ
ているのは、これを事業主であるJRが負担する
のか、それとも一般国民が負担するのかという気
がいたします。JRという特定企業の社員のため
の年金の原資を全く関係のない国民にすべて負担
を強いることは、国民の立場に立てば無理がある
と言わざるを得ません。また、一般サラリーマン
や一般企業等には、JRの社員の年金を確保する
ため、今後とも年金制度を通じて四十年にわたり

毎年一千五百億円、総額六兆円という多額の負担
を強いること、鉄道共済が厚生年金に統合された
結果、JR自身は従来の企業負担が半減されるに
至ったことなどを考慮すれば、やはりJRにもあ
る程度の負担を求めなければならないのではな
いだろうかと思っております。

そうはいっても、今回のこの処理案によってJR
に負担が生じるのは事実であります。この負担
はJR七社全部に対して生じるものであります
が、同じJRでも経営が順調で毎年多額の利益を
上げておりますいわゆる本州三社はよろしいで
しょう。しかし、JR北海道、四国、九州、そし
て貨物の四社は経営が極めて厳しい状況にありま
す。

これらの会社の果たしている社会的役割の高さ
を考えると、今回の負担によって厳しい状況にあ
るこれら四社の経営に支障を生じないようにしな
ければならないと思っております。運輸大
臣、今回の処理案に対して、この四社の負担がど
の程度になるか、またこれら厳しい四社の経営に
支障を与えないようにどのように支援といいま
すか、施策を練っていただけるか、お尋ねいたしま
す。

○国務大臣(川崎二郎君) 共済年金から厚生年金
への移換金でございます。その中で、JR七社、
JRの職員のためでありますので、経営の内容によ
って分けることはならないと思っております。
したがって、一定の考え方の中で御負担をいた
さす。そして、今回の修正案はJR負担というものを
国民とJRで分けるという形で衆議院で修正案
が提出され、御可決をいただいたところでありま
す。

そこで、本州三社を除く三島、貨物の問題でこ
ざいます。これは午前中にもお話し申し上げまし
たけれども、経営安定基金というものを置いて、
一兆三千億でございますが、それから生まれる果
実によって、北海道、四国、九州等、経営の厳し
い問題については、その果実を加えて収支均衡、
一程度程度の利益ができるように、こういうセット

がされているところでございます。

六十二年から今日までの努力、各社見させてい
ただきますと、例えば北海道の場合は大体営業利
益的には二百億ほど改善の余地があります。赤字
ではございますが、改善をずっと続けてきており
ます。しかしながら、経営安定基金から生まれる
果実は百七十億ほど減っております。結果として大
変厳しい経営状況になっておると。改革同時に、経
営安定基金からどのくらい出るかと。先ほどから
予測の話ばかりさせていただいてるんですけど、
でも、この予測がもう少し出るだろうと。今日の
ような経済情勢を実は予想していなかったもので
すから、大変厳しい状況になってきています。

したがって、無利子融資制度というものを
つづけて、その中で資金を供給することによって経
営安定をできないだろうかということで考えさせ
ていただいております。それから、税制問題につ
いても考えさせていただいております。

北海道のことを申し上げましたので触れます
が、青函連絡トンネル、これから補修をしてい
かなきゃならぬ問題が出てまいります。この問題に
ついてはどう考えていったらいいか。できるだけ
のことを私は私ではしていかなきゃならぬ。その中
で経営が安定し、一日も早く上場ができるように
努力をしまいたい、このように思っております。

○加藤紀文君 ありがとうございます。

それと、今回JRがこれまでの負担に反対して
いる理由の一つとして、一度このような負担を受
け入れてしまうと、将来、次から次へと負担を求
められるのではないかと懸念していることがある
のではないかとお尋ねしておりますが、この点に
ついて確認をしておきたいと思ひます。

総理、この清算事業団の債務の処理に当たって
JR負担は今回の措置で最後であり、これ以上の
負担をJRに対して求めることはしないものと考え
てよろしいでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 国鉄清算事業団の債務
や年金負担のうち、今回JR負担としないものに

つきましては、その最終的な負担者を国及び鉄道建設公団と決定し、JRの負担とはしないことを明確に決定するものであることから、御指摘のとおり、政府としては将来JRにその一部を負担させることはあり得ないと考えております。

○加藤紀文君 冒頭申し上げましたように、この債務処理問題は、これ以上債務を増加させないためにも、また現状のように事業団の資金手当てについて極めて異例な措置を講じている状態を脱するためにも、一刻も早くこの問題を処理する必要があると思います。もはや先送りの許される問題ではありません。

この問題を一刻も早く処理しなければならぬという点については、与野党を問わず同じ考えであらうかと思えます。国会として、良識の府として、この問題の早期処理を図るためにも、現在審議されているこの法案を早期に成立させる必要があることを強く申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○委員長（中曽根弘文君） 本日の質疑はこの程度といたします。

○委員長（中曽根弘文君） 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案外五案件の審査のため、明十三日午前九時に、参考人として千葉商科大学学長加藤寛君、日本学士院会員・東京大学名誉教授大内力君、毎日新聞社編集局特別委員兼論説委員玉置和宏君、日本大学商学部教授桜井徹君、全林野労働組合中央執行委員長吾妻實君及び名古屋大学法学部教授加藤雅信君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（中曽根弘文君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回は明十三日午前九時に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時七分散会

平成十年十月十九日印刷

平成十年十月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局